

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策
住 民 説 明 会 及 び 意 見 交 換 会

日 時：平成19年10月19日（金曜日）

午後7時から午後10時まで

場 所：村田町沼辺地区公民館

司会 ただいまから竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策住民説明会及び意見交換会を開催いたします。

開会に当たりまして、村井知事よりごあいさつを申し上げます。

県知事（村井） どうも皆さん、おばんでございます。宮城県知事の村井でございます。

本日は、大変お忙しい中、1日のお仕事を終えられてお疲れのところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

また、町長さんを初め、町の幹部の皆様、また須藤先生、高橋先生、県会議員の先生、本当にお疲れのところ、今日はどうもありがとうございます。

日ごろより竹の内地区の産業廃棄物最終処分場の対策については、ご理解、そしてご協力をいただき、心より感謝を申し上げる次第でございます。

前回、私が説明会に出席いたしましたのは、昨年11月になりますが、その際には支障除去に関する方法などについて意見交換をさせていただきました。皆様からいただいた意見や、町当局のご要望を聞きながら、基本設計を作成し、産廃特措法に基づく支障除去対策について、国から同意を得たところでございます。さらに、本年度は国から同意を得た支障除去対策工事を施行するために、さらに必要な実施設計について、町当局と連携を図りながら、鋭意進めてきたところでございます。

また、処分場における生活環境影響調査、いわゆるモニタリングでございますが、そのモニタリング結果について評価していただくために、専門の委員や町からの推薦者による生活環境影響調査評価委員会を立ち上げまして、現在工事期間中におけるモニタリング計画について、審議をお願いしているというところでございます。

さて、そのような中で、本日は雨水排水工の整備や、覆土などの支障除去対策実施設計について説明させていただきますとともに、皆様と意見交換をさせていただきたいと、このように考えております。

処分場の周辺の皆様は、一日も早い工事の着手を望んでおられるとっております。地元のご期待にこたえるためにも、しっかりとした対策を行い、住民の皆様の安心を確保していかなければなりません。そのためには、県ばかりではなく、町当局や地権者の皆様、並びに地元の皆様のご理解とご協力が必要であります。そうした意味におきまして、本日は地元の皆様と率直な意見交換を行いたいと考えております。

本日は、限られた時間ではございますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

司会 続きまして、村田町の佐藤町長にごあいさつをお願いいたします。

村田町長（佐藤） 皆さま、おばんでございます。

今日は夜分お疲れのところ、そしてまた大変足元が悪くなってきましたけれども、お疲れのところ、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

そしてまた、竹の内産廃処分場対策の説明会並びに意見交換会、地元の皆様に大勢ご参加いただきまして、本当にありがとうございます。特に今晚は、村井知事みずからがおいでになっていただいております。これまでの県の環境生活部を初めとします県の対応を含めまして、竹の内産廃処分場対策につきまして、懸命に取り組んでいただいている、このようなことを私としても感じ取っているところでもございます。

さて、本件につきましては、非常に大きな環境問題でもありまして、町としましても大変心配をいたしているところでもございます。私としましても、何とか早急に安心して暮らせる環境にしていきたい。このように願っているところでもございます。

竹の内産廃処分場につきましては、先ほど村井知事からごあいさつがありましたように、県では恒久対策に向けた処分場の支障除去対策の基本設計をまとめ、昨年11月27日に村井知事みずからおいでいただきまして、説明会並びに意見交換会を開催をいたしているところでもございます。県では、その後、産廃処分場の支障除去対策に係る準備を進め、本年7月19日に実施設計段階での住民説明会並びに意見交換会を開催いたしております。したがいまして、大筋での内容についてはおわかりいただいているものというふうに思っているところでもございます。

今晚は、この支障除去対策を進める上での具体的な対策の内容、それからスケジュールや工事期間中のモニタリング計画等についての説明が予定されていると聞いているところでもございます。どうか県におきまして、1日も早い工事の着手によりまして、周辺住民の皆様はもとより、町民の皆様の安全安心が確保されることを念願しまして、私からのあいさつとさせていただきます。本日はどうもご苦労さまでございます。

司会 ありがとうございます。

説明に入ります前に、本日の出席者をご紹介申し上げます。

まず、県側の出席者をご紹介いたします。

ただいまごあいさついたしました宮城県知事の村井でございます。

環境生活部長の三部でございます。

環境生活部次長の安齋でございます。

竹の内産廃処分場対策室長の加茂でございます。

次に、村田町の出席者の方々をご紹介いたします。

ただいまごあいさつをいただきました村田町の佐藤町長でございます。

同じく、柴田副町長でございます。

町民生活課の澤野課長でございます。

私、本日の司会を務めます環境生活部次長の保理と申します。よろしくお願いいたします。

次に、本日出席をいただいております県議会議員の皆様方をご紹介します。

須藤議員でございます。

高橋議員でございます。

以上で出席者の紹介を終わります。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

まず、処分場支障除去対策の実施設計の概要等についてご説明をさせていただいた後に、皆様方からご質問やご意見をいただきたいと思っております。

それでは、安齋次長からご説明を申し上げます。

環境生活部次長（安齋） では、私の方から支障除去対策の工事の概要について説明をさせていただきます。

環境生活部次長（安齋） 支障除去対策実施設計につきましては、前回の7月にそれまでの進捗状況につきまして説明をさせていただきましたが、10月に入りましてその最終案がとりまとめられましたので、その内容について説明をさせていただきます。本日用意しております資料、2種類の資料を用意しております。一つはこれからスクリーンに映しますスライドを印刷した4枚ものでございます。もう一つ10枚もののほうは、それより詳しく記載をしています。そういうもの2種類を用意してございますが、まず説明はこのスクリーンでさせていただきます。まずこの一番目の画面はこの支障除去対策工事のうちの準備工、覆土整形工、多機能性覆土工の全体を示したものでございます。以下、それぞれについて説明をさせていただきます。

〔次をお願いします〕

まず準備工と工事の施工方法、これをこの画面で示してございます。まず準備工でございますが、支障除去対策の工事に必要な仮設備の設置、工事の支障となります廃材等現場にまだ残っております。その廃材等の撤去を行います。次に、覆土整形工と多機能性覆土を行います。まず覆土整形工事の際に濁水、雨が降った場合の泥水の発生を極力抑えるために、濁水発生の原因になります裸地、この木を切ったり草を除いたりして裸になった土地、このエリアをできるだけ小さくして工事を進めていくと、こういうことにしております。具体的にはこの線でブロックを示してございますが、だいたい3000平方メートルぐらいのブロック、約28ぐらいのブ

ロックになると思いますが、このブロック分割をしまして、そのブロック毎に伐木、除草、それから仮設備の設置、覆土整形、それから多機能性覆土、その最終的な緑化、こういう形で進めてまいります。そして出来るだけその雨が降った時の濁水の発生を抑制していきます。そういうことを現在計画しております。

〔次をお願いします〕

これは覆土整形工の標準断面図でございます。覆土整形工では雨水が地下に浸透する、この廃棄物層の方に浸透して廃棄物層からガスが発生すると、そういう状態を抑制するために現在の覆土の表層を整形します。不必要なところは切る、ちょっとはつきりしていませんが、こういう凸凹の出ている部分は切って、凹んでいる部分に埋めるというような形で表面を平らにします。排水をスムーズにするために、覆土の勾配、これを切土、盛土をして1パーセントから3パーセント勾配を保つことにします。この図面ですと、みなさんご覧になっている左側から右側の方に排水をするということで、勾配を1パーセントから3パーセントつけるということで、まず覆土整形工を行います。この覆土表面にはその裸地の期間を出来るだけ短くするために芽を出しやすい芝の系統の種、これを混合したものを散布して緑化を施します。それからこの切土をする場合ですが、現在覆土されている部分を切る部分もあるわけなんです、これについては廃棄物層がでるようなことのないように計画をしております。

〔次をお願いします〕

多機能性覆土の構造図をここではお示しております。覆土整形が終了時点でその所定の位置に多機能性覆土を施します。この多機能性覆土は4層構造からなっております。まず一番下の灰色っぽいところが廃棄物層ですが、その上に現在の覆土があります。ここをまず整形をしまして、その上にまず硫化水素対策としまして、酸化鉄、これ、砂に酸化鉄を混ぜたガスの捕捉層の一つ目をまず設けます。その上にその他のガスを吸着するための活性炭に砂を混ぜたもの、それを捕捉層の2としております。その上に普通の土を締め固めたもの、これは雨水の浸透を出来るだけ防ぐというバリア層、これを設けます。その上に緑化をするための植栽層、これを設けます。この4層構造がこの多機能性覆土の構造になってございます。

次に多機能性覆土をする範囲でございますが、ご覧いただいている赤い部分、これが平成19年度、今年度、地下の廃棄物層でのガス濃度の調査を行いまして、その濃度が100ppmを超えた部分、その赤い部分が100ppmを超えた部分ですが、ここについて多機能性覆土を行います。また、3年前、平成16年度に同じような調査を行いましたが、その時この平成19年度には100ppmを越えませんでした、平成16年度には100ppmを超えていた部分、この部分についても念のため

め多機能性覆土を行います。また、この多機能性覆土が終了した時点で、後でお話をします環境モニタリング環境調査というのを実施してまいります。その環境モニタリング環境調査の結果、周辺環境に支障が出そうなところが確認された場合には、さらに、調査を重ねまして必要な多機能性覆土をさらに広めるというような適切な対応をとる、ということにさせていただきます。

〔次をお願いします〕

この画面は処分場内で今年の夏に多機能性覆土を試験的に施工しました。その時の写真でございます。まず、一番左側の部分については酸化鉄と砂を混ぜたもの、これは硫化水素対策の部分ですが、これを敷き均しをしていきます。その真ん中の写真これは硫化水素の他、その他のガスを吸着するため、活性炭と砂を混ぜたもの、活性炭が入っているために砂が少し黒くなっています。その酸化鉄と砂の上に、活性炭と砂を混ぜたものをまず敷きます。一番右側これを転圧用振動ローラーで敷き固めをして、このような順番で多機能性覆土の実施をしていきます。

〔次をお願いします〕

次に、支障除去対策工事のうちの雨水排水工、その他工事の全体を示したものの、それがこの図面であります。これも以下、部分部分について詳しく説明をさせていただきます。

〔次をお願いします〕

まず、雨水排水工の部分、計画図でございます。まず、雨水排水工は処分場周辺から処分場内に雨水が入ることを防ぐこと。それから、処分場内に降った雨水を速やかに排水するというために行います。そのためにまず北側の町道沿い、それから農道沿い、それから処分場の内部について新しく排水溝を整備をします。この濃い青い部分です。これによりまして大雨の場合にも下流側へ雨水排水というのが可能になります。

〔次をお願いします〕

この画面は処分場北側の町道沿いに設置をします雨水排水溝の横断面図でございます。北側の排水溝につきましては、蓋の付いた排水工をいれます。そして、道路との段差を極力少なくしまして、利便性の向上を図ることにしております。また、町道自体途中小高くなっている部分がありまして、普通に側溝をつけますと自然に東側に方に排水が流れるというふうなことになりますので、排水溝の底の部分の高さを工夫をいたしまして、自然に東側の方に排水が流れる、そのような排水勾配をとることにさせていただきます。

〔次をお願いします〕

これは掘削面から廃棄物層までの距離が、排水溝を設置する場合に場所によっては深く、この図面ですと2メートルぐらい掘らなければならないところができますが、その場合廃棄物層までの距離、底の部分の覆土厚さが50センチメートルより小さくなってしまふような部分が出てきた場合には、廃棄物層から覆土を通して硫化水素等のガスがしみだしてくるのを防ぐために、多機能性覆土と同じような2段の捕捉層を入れまして、その上に土で埋め戻しをすることでこの排水溝の設置をしていくということにさせていただきます。

〔次をお願いします〕

これは処分場の入り口のところの農道を横断する雨水の横断函渠について、荒川の方から見た現況および対策後の横断断面です。農道の雨水横断函渠部につきましては、ボックス型の水路を現況の農道の中に設置をすることを計画してさせていただきます。

〔次をお願いします〕

この画面はその他工事に関するものでございまして、その他工事といたしましては先ほどお話をいたしました雨水排水溝を設置する場合に町道等の舗装部分を一部壊す場合もありますので、道路舗装の復旧工事を行います。また、工事が終わってからの管理上必要なフェンスを一部山側の部分を除く周囲全てに高さ1.8メートルのフェンスを設置します。また、東側シートとありますところ、ここにつきましても劣化防止のために法面の保護工事を行います。以上が、工事内容の概要でございます。

〔次をお願いします〕

これは工事の安全計画、それから主な工事数量、それから工事の工程等の全体をお示しております。これにつきましても部分毎に説明をさせていただきます。

〔次をお願いします〕

まず、工事の安全計画に関するものでございますが、工事期間中も生活環境の支障が発生しないように、工事を安全に行うための計画の内容についてご説明をさせていただきます。まず、濁水や泥水の発生を極力防ぐために先ほどご覧いただきましたように、約28のブロックに分けてましてブロック毎に施工をしていきます。また、大雨が降って濁水や泥水等が発生した場合には、工事箇所沈砂池や沈砂槽等を設置します。ここにまず濁水を送りまして水の状態を確認後に工事をするということを計画してもらいます。

次に、発生するガス対策。ガスの発生というのが懸念されますが、これにつきましては作業環境あるいは周辺環境を保全するために、それぞれの作業場におきまして、硫化水素・一酸化炭素等のガス濃度を作業する時に測定いたします。その結果、労働安全衛生法を参考にしまし

て、予め、設定をしておきます作業管理値と比較しまして、万が一、作業管理値を超過した場合には、周辺の大気環境調査等を行いまして周辺環境に影響が無いということの確認を行います。ここで、7月に説明をさせていただいた一部の訂正なのですが、作業環境値で硫化水素の管理値を10ppmで完了するというお話をさせていただいたと思うのですが、確か平成17年の4月から10ppmが5ppmに変わっておりますので、作業管理値は10ppmではなく5ppm、2分の1に厳しく管理してもらいます。

次に、騒音・振動対策でございますが、工事に使用します建設機械は、低騒音型・低振動型の機械を使用いたします。また、工事車両の走行に際しましては、当然ながら安全走行に努めますし、場内では時速20キロ程度の低速で走行するという事にいたします。

〔次をお願いします〕

この画面は主な工事数量に関するものでございます。まず、覆土整形工に関しましては掘削する部分が12000立方メートル、盛土の部分が23000立方メートル、多機能性覆土の部分が6600平方メートル、このような施工をいたします。また、雨水排水工につきましては、町道部については610メートル、農道部は170メートル、処分場内の雨水排水工は340メートル、これが主な工事数量でございます。

〔次をお願いします〕

これは、工事工程の概略表でございまして、この工事の大まかな概要をお示ししているものでございまして、期間等は一応の目安でございます。県といたしましては、今年の11月頃に入札手続きに入りまして、来年の2月頃に工事に着手したいと考えております。なお、11月から年内ぐらいなのですが、覆土整形工の盛土材として使用する土、これは町内の道路工事から発生した土砂、約7000立方メートルですが、これを新工区の方に11月から12月にかけて仮置きをしたいということを予定しております。なお、道路工事で発生した盛土材に使おうとしている土砂につきましては、成分分析の調査を終了しておりまして、安全性は確認しております。多機能性覆土、覆土整形工、雨水排水工それぞれの工事はブロック毎にほぼ同時期に着手をします。平成21年3月に全体の完成を目標に工事に取り組んでまいりたいと考えてございますので皆様方ご協力をお願いいたします。

〔次をお願いします〕

これは、これまで説明をさせていただきました工事内容についての全体計画平面図ということになりまして、処分場の全域に亘ってかすかにピンク色に色が着いている。これは覆土の整形を全体に亘って行うということでございます。また、グリーンの色で囲んでおりますところ

が、多機能性覆土を行う範囲です。また、濃い水色の部分が雨水排水溝を新たに設置する部分になります。

〔次をお願いします〕

これは先ほどもご覧いただきましたが、多機能性覆土あるいは雨水排水溝それぞれの標準断面図でございます。

以上で、実施設計の現在とりまとめました最終案につきましての説明を終わらせていただきます。

〔次をお願いします〕

続きまして、環境調査、モニタリング関係について続けて説明をさせていただきます。これはモニタリングの種類についてお示しをしていくものでございまして、モニタリングというのは2種類考えてございます。一つは、工事中の支障除去工事による周辺の生活環境への影響調査。これは、工事期間中のモニタリング。もう一つは工事が終わった後の支障除去対策の効果を調査する工事後のモニタリング。この2種類がございまして、まず、工事期間中のモニタリングにつきましては、前回、紙の資料で皆様方にご説明をさせていただきます、その内容につきまして、評価委員会の方で審議をさせていただいております、来週の10月24日に第二回目の評価委員会が開催されますが、そこで、答申をいただく予定にしております。

〔次をお願いします〕

これが工事後のモニタリング、環境影響調査についてですが、このモニタリングの目的は生活環境保全上の支障の有無の把握、処分場内の廃棄物によって汚染された浸透水や地下水の拡散あるいはおそれの把握、処分場内の状況の把握。この3つが目的であります。それぞれの目的に応じまして、大気環境調査あるいは地下水の水質調査等の実施をするということにしております。

〔次をお願いします〕

これは大気環境調査、硫化水素の連続調査の調査地点の最終案をお示ししたものでございまして、大気環境調査では処分場内の空気の状態と町役場での空気の状態を分析いたしまして、その分析値を比較するということを考えております。また、硫化水素の連続調査は黒い四角の部分ですが、処分場の敷地境界の2地点、それから第二中学校で硫化水素の24時間連続測定を計画しております。

〔次をお願いします〕

これは放流水および河川水の水質調査の調査地点の最終案をお示ししてございます。放流水

および河川水の水質調査では水質分析を行いまして、廃棄物処理法の基準値等と比較をします。それから、処分場内の廃棄物で汚染された水が荒川に影響を与えていないかどうかを調査いたします。処分場の敷地境界付近の1地点と荒川の上流および下流の2地点で行う計画でございます。

〔次をお願いします〕

これは浸透水および地下水の水質調査の調査地点の案でございます。浸透水および地下水の水質調査では処分場内の廃棄物で汚染された水が周辺の地下水を汚染していないかどうかを調査いたします。浸透水では9地点、地下水では3地点を現在計画しております。

〔次をお願いします〕

これは発生ガス等調査の調査地点の案でございます。発生ガス等調査では発生ガスや処分場内の廃棄物で汚染された水がどうなっているかということの調査がこの発生ガス等調査の目的でございます。調査地点は11地点を考えてございます。

〔次をお願いします〕

これは地中温度および地下水位の調査の調査地点の案でございます。地中温度および地下水位の調査では、処分場の内外での地中温度および地下水位がどのようになっているかを調査いたします。廃棄物の埋立区域内9地点、埋立区域外4地点を考えております。

これまでご説明をさせていただきました工事後のモニタリング計画につきましては、来週の10月24日の評価委員会に諮りまして、評価委員の方々に審議をしていただくということにしております。

以上で、実施設計の概要および工事中・工事後のモニタリング調査の概要につきましての説明を終わらせていただきます。

司会 それでは、ただいまの説明に対するご質問、あるいはご意見をいただきたいと思っております。

発言される際は、大変申しわけございませんが、挙手をしていただきまして、お名前をおっしゃってから、それからご発言をお願いしたいと思います。ご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、どうぞ。

住民1 今回初めてこの説明会に参加させていただきました。実は、今年の8月1日に県、役場との埋立地、そして山との境ということで立ち会ったわけなんです、県の職員方と。しばらく私も山に入っていなかったもので、ちょっと眺めながらいたんですけれども、見ると、見た途端、杉の木、杉を山林に植えているんですけれども、樹齢大体50年ぐらいの杉の木を見たんんですけれども、枯れかかっているんです。数はちょっと数えて、まとめてぐらいなんですけれ

ども、大体15本から20本近く枯れていたんです。そして、ぐるっとあたりを見ますと、下の方も枯れているわけです。そして、県の方にこれどんな影響ですかと話したんですけども、県の方はそこで実際に答えを答えませんでした。

今、説明は私いろいろ聞いたんですけども、埋立地の方に確かに力を入れますけれども、あのあたりの山を見ると、影響があると私は思っているんですが、その辺は県の人はどう考えているか。実際に県の方も、ここで顔はちょっと覚えないと、役場の職員もいたわけなんです。いや、皆さん、これを見てくださいと。ねえ、言ったわけなんです。知らんぷりというわけではないんだけど、実際の答える答えは出なかったんです。

だから、今の確かにこれは大切な問題です。あたりにも影響があるんじゃないかなと私は思ったわけなんです。もとはね、その山林というのは、こういう傾斜地なんです、うちの山はね。そして、下が、カイスイが確かになった。そして、埋めた途端に平らになった。その影響で、今言った硫化水素並びにいろんな問題ができた。

実際ね、私あとその前にさかのぼって言いますけれども、町の山林との国調ということでね、私そのときも立ち会って行ったんですが、うちの山というのは、どっちかというといりこなんです。いりこという言葉わかるか何だかわからないけれども、そして私のところを眺めてみたら、私の感では十四、五メートル掘っていたんですね。現に。いや、恐ろしいなど。もう行った途端、においがすごかったんです、そのとき。まあ、あのとき国調も真夏だったね。今回、こういう機会ですから、私もここで県の方によく調べてもらって、この土地も大切だけれども、うちの山林の方も一応見てもらいたいなど。あの形状というのは、大体50年ぐらいになるんです。県の方々、だれかあのとき立ち会った人いないですか、ここに。あの境の問題で。境の問題で、だれか私名刺ももらわないからわからなかったけれども、役場職員だれかいなかったか、あのとき。役場職員も四、五人来ているんです。だから、今日今晚、こういったところであいつたから、県に1回現地を見てもらいたいと。

確かに埋めたけれども、それだけ山林の方にも影響があるということを認めてもらわなければ、私は困るわけです。せっかく先祖代々から育てた杉の木ですから、もとは道路があってね、しょっちゅう出入りしていたんです。今は全然行けない状態なんです。だから、私も山の手入れもつらいわけなんですけれども、せっかく育った杉がああいう状態では、何のために植えたんだか。そこら辺などもよく検討してもらいたいなどということで、私今日、今晚お邪魔していたわけです。以上です。

皆さん、山林持っている方はあそこさ行って、境を見たことあるか。木も草もないんだ。あ

れ下の人も杉の木枯れているんだよ。まあ、そういうことでよろしくお願いします。

竹の内対策室長（加茂） それでは、ただいまのご意見にお答えします。

杉の木が枯れているという原因について、今どうかということはお答えできませんけれども、8月1日に確かに県の職員も一緒に立ち会いました。それで、今後もう一度現場を見せていただいて、いろいろ検討させていただきたいと思います。

住民1 なるべく早目に、倒れないうちに。今すぐでもいいんだけど、ね。もったいなさがるので。

竹の内対策室長（加茂） はい、わかりました。

司会 それでは、次の方いらっしゃいますか。はい、どうぞ。

住民2 先ほど説明がございました。覆土して転圧するということですね、多機能性覆土について。転圧すれば、当然これは廃棄物層は柔らかいので、当然周りにガスとかそういった道ができる、あるいはまた亀裂とかそういったものができるということで、ガスは必ず周りにとにかく拡散するだろうと。それで、別のところから出るということが、これはだれが見ても予想されるんですよ。したがって私どもは、これは前から言ってきていますけれども、いわゆる全面的にこの多機能性覆土をやるのであれば、全面的にやると。県も以前はそのように言ってきたのではないかと私は思っているんです。ですから、平成19年度分と、それから平成16年度分ですか。それ分で100ppm以上出たところだということの中で、そういう限定した部分でまばらにやってもらっては、これは意味がないと私は思いますので、ぜひ全面的にやっていただくということについて要望いたします。

それから、当然この多機能性覆土、何年覆土した状態で置くのか。そうすれば、例えば2年置くのか、3年置くのかわからないけれども、そこには当然多機能性覆土には、いわゆるその硫化水素を初め、さまざまなガスの流出というか、あるいはそういった有害物質が覆土の中に入るわけですよ、当然ね。ですから、この覆土をそのままにしておくということにはできないだろうと。したがって、何年か後には撤去すべきだと、覆土したのはね。ということで、当然その覆土の上に作物なんかつくることはできないのですから、したがってあわせて最大限、私どもは全面撤去を求めていますけれども、少なくとも3倍以上の、許可容量の3倍以上の廃棄物が入っているわけですから、この許可容量を超えた分、これについてやはり撤去するということについては、ぜひ私たちはこれは最後までこの主張は下げませんので、ぜひそこは考えていただきたいと思います。

それから、緑化面積について先ほどありました。7万1,000平方メートルと言いましたよね、

緑化面積。この許可容量は、許可面積は6万7,000平方メートルだったんですよね。したがって、4,000平方メートルふえているわけですが、この部分というのはどのような経過でふえているのか、これについて説明願いたいと思います。

それから、これまでの調査の中で、いわゆる基準値を超えるさまざまな水の中に、地下水の中に、砒素、鉛、水銀というのが、許可容量を超えた部分が出たことについては、新聞でも発表されました。したがって、この水の問題について、今日は覆土ばかりやっていますけれども、PRBも前はやるというふうに県は言っていました。ぜひこの水の処理について、どのように考えているのかですね。やはりPRBは県がやる、やると言ってきたんですから、ぜひそこは実施計画の中に入れなくてはいけないのではないかと考えております。とりあえずそこについて質問いたします。

環境生活部次長（安齋） では、まず一つ目の全面覆土すべきではないかというご意見についてですが、確かに平成16年度と平成19年度、詳細な調査というのは平成16年度と平成19年度、この詳細な調査に基づいて、多機能性覆土の範囲を基本的には決定をしておりますが、この平成16年度と平成19年度の調査結果を見ますと、平成16年度の廃棄物層の中での最高値、1,000ppmを超えるぐらいの最高値でした。これが平成19年度には370ppmと。地下の状態、硫化水素の濃度というのはだんだん下がってきているという状況を見て、まず平成19年度の調査結果で地下の濃度が100ppmを超えた部分について多機能性覆土をすれば、現状でも周辺への硫化水素の影響というのはいない状況ですので、まず十分であろうと基本的には考えました。ただ、平成16年度の調査結果で高濃度の部分があったのも事実ですので、その平成16年度の調査で100ppmを超えた部分についても、あわせて多機能性覆土を行おうというのが現在の考え方でございます。

それから、四つ目にありました地下水の関係だったと思うんですが……。 （「済みません、今の全面覆土の今のお答えに関して、私発言したいんですけども」の声あり） はい、どうぞ。住民3 この多機能性覆土範囲案というの、さっきスライドにもありましたけれども、前回のときに私いただいたものですけども、これの見方によって、今の説明というか回答って、大きく変わってくると思うんです。どういうことかという、平成16年度のときにその100ppmを超えたところが5カ所あったわけです。今回、平成19年度に調べたら、新たに8カ所出たわけです。3年前には100ppmを超えていなかったのが、新たな場所で8カ所出たんです。あと3年後にまた調べたら、同じように調べたら、新たに十何カ所別なところに出る可能性があるということになるんじゃないですか。

環境生活部次長（安齋） 今お持ちのは7月の資料ですか。平成16年度と平成19年度の調査結果を対比したのが7月の資料で、説明をさせていただいたことがあるんですが、今このスクリーンに出ているのが、平成16年度の調査結果で、ただ旧工区ですと1、120ppm、新工区ですと1、400ppmという最も高い値の部分が、このような部分があったわけです。

この次、今年度調査したのが平成19年度、平成19年度がこのようなところで、旧工区ですと最大が210ppm、大体似たようなところですね。それから、新工区ですと370ppmと、こういうようなことで、この3カ年で地下の状態というのは、硫化水素の濃度というのは下がっているというふうにこの調査結果から判断しております。

そして、基本はこの平成19年度で高かったところ、100ppmを超えているところを、まず拾い上げました。それで、平成16年度に戻りますと、この平成16年度高かったところ、先ほどの説明で青で囲んでいたところなんです、平成16年度高かったところで、平成19年度の調査では低かった部分についても、念のため平成16年度に100ppmを超える部分については多機能性覆土をしようというのが基本的な考えです。ですから、平成19年度で新たに8カ所、平成16年度でわからなかったところが新しく出てきたということではありません。

それで、先ほどのご質問の四つ目の地下水の方について移りますが……。

住民3 あのですね、今の説明でも、1、000ppm何がしのものが300ppm何がしになったから、低濃度になったという言い方をしていましたけれども、そもそも100ppm以上のところを覆土すると言っているわけだから、100ppmを超えていること自体、あるいは当然それ以下だって大変なことですよ。だから、どう表現するか言い方で全然変わってくると思いますよ。違いますか。

例えば平成16年度のときには高濃度を記録していたところが、これを見ると、平成19年度にはそれが白くなっているところもある。そういうふうに大きく変わっているわけですよ。さっき全面覆土という方が言われましたけれども、ある部分のところを転圧してやれば、ガスはこっちから逃げていくところがあるでしょうという話がありました。かつての報告の中にも、そういうのがありましたよ。だから、100ppmを超えている十何カ所を、そこだけ覆土すれば済むんだという話ではないと思います。

それから、100ppmという基準、どうして100ppm以上を覆土して、では50ppmから100ppmというところもかなりの範囲ありますけれども、そこはしないのか。そのところをだれもが理解できるように。子供や孫たちに我々説明しなくてはいけないわけだから、子供や孫が聞いて、「うん、わかった」とすぐ言えるような、そういう説明をしてください。

住民4 済みません、補足で一つお願いします。

随分前に全面的にやるよという言い方をしていました。電気をつけてください。それはいいから。

あのね、全面的にやるよと。それから、よく議事録なんか見たらば、だんだんと部分的に、全面的にやるよというのが引っ込んできた。その前に、7工区から2万8、000ppmが出たときに、皆さんの先輩たちは何と言ったかご存じですか。旧工区は覆土して、整地したらば、ガスがおさまった。だから、新工区も2万8、000ppmのところも原因調査なんかしなくてもいいと。これは、覆土して整地したらば、ガスはおさまるはずだと、皆さんの先輩たちはそういうふうに言っていたんですよ。そうしたら、今見たらば、旧工区はちゃんと出ているじゃないですか。そんなことでね、あっちこっちこんなふうにあっちこちで五月雨と私……、何だ、あっちこちだよ、これは。ここから電話かけてガスに聞いてみたの、ここから出るのかいと。何回調査しているの、これは。平成16年度に何回調査しているんですか。平成16年度に1カ月に1回ずつやって、低減しているグラフが書けるんですか、これで。何回やっているの。こんなものをね、受け取れという方が間違いだ、それは。間違いですよ。

それで、あなたはって、実際に行って、処分場はまだ生きていますみたいなことを言っているわけさ。言っているんでしょ。生きていますよ、中でごじょごじょって。5年も前に旧工区はおさまりましたと皆さんの先輩たちは言いました。こんなことを押しつけようというか、そんなものは絶対受け取れません、これは。何回調査したんですか。平成16年度に毎月ずっとやって、グラフの下がったのを確認したのか。平成19年度にやったのは何回はかっているんですか。ちゃんときちっと教えてください、それは。

こんなことを明らかに、誤りなのを我々に認めなさいという言い方をするとするのは、これはやっぱり宮城県おかしいよ。おかしいです、これは。あなた方今まで、このとこにね、こんなに今までの議事録をみんな見つけてきました、これは。どういうことを言っているのか。金がないからなの。金がないから勘弁してくださいというのなら、勘弁してくださいと言ってください。だめだって、こんなもの。明らかに間違いなんだから。間違いですよ、これは。

何回やったかだ。とにかく何回、平成16年度に何回調査しているのか言って。1カ月に1回ずつやって、こういうふうに低減していますとかね、平成19年度は何回調査して、こういうふうに上がっていますとか、下がっていますとか言ってください。

竹の内対策室長（加茂） それでは、最初にお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、今の奥の方と、住民4とお2人からありましたので、関連してお答えします。

まず最初に、100ppm以上という根拠は何かということのご質問でございました。それにつき

ましては、先ほど安齋の方からもご説明しましたが、これは平成19年度の調査でございます。このときに、地下の濃度が最大で370ppmございました。地下が370ppmあるにもかかわらず、処分場の敷地境界で硫化水素を24時間連続調査しますと、厳しい基準値である0.02ppmを超えておりません。したがって、370ppmでも基準値を超えていないということでございますので、370ppmでもある意味問題はないということが言えるかもしれません。ただ、念のため100ppm以上、安全を見て、100ppm以上をするという考え方でございます。したがって、100ppm以上が危険で、100ppm以下が安全ということではなくて、100ppm自体が相当安全側に立った基準だということ考えたものでございます。

それから次に、毎月調査をしているのかということでございますが、実はこの調査というのは、一斉に全体を1回やりました。したがって、平成16年度に1回、平成19年度に1回、処分場のこの赤い点、全域をやったわけでございますが、調査というのはこれ以外にもたくさんしておりまして、そのうちの1例を今画面でお示しをしたいと思います。

住民4 1回だけね、とにかく。それだけでいいよ、お答えは。

竹の内対策室長（加茂） これは毎月ですね、場内の7カ所の管の中のガスを調査しております。これを見ましても、平成13年から、これはメモリが対数グラフですので、同じ間隔ではないのですが、もっとずっと高いところに本来あるのですけれども、毎月測定をしていると、下がってきているという傾向が全体的には見れます。上がったたり、下がったり、でこぼこでございますが、全体的には下がってきているという傾向が見れます。

平成13年に埋め立てを終わらせておりますので、その後は新しい廃棄物を入れておりません。したがって、ガス濃度が低下するというのは、ある意味当たり前のことがございますけれども、こういった調査もしております。以上でございます。

住民4 1回だけということね。1回だけやりましたということね。

司会 まず住民2に対する回答をまず申し上げて、それからまたご質問をお受けしますので。

住民4 いいよ、ゆっくりやりましょう。何時間かけてもいいよ。（「今のことに関連して、言わせてください」の声あり）

司会 まずですね、住民2からご質問いただいておりますので、その回答をまず私どもからしますので、その後お受けしますから。

環境生活部次長（安齋） まずは住民2の四つのうちの4番目、これは地下水の関係ですね。これについて、確かに場内の地下水の調査をやっていて、その重金属類が検出されています。一番心配なのは、これが外に出ていく可能性があるのかどうかということで、それについて先

ほど工事後のモニタリング、環境調査の中で、浸透水地下水関係の調査は、その浸透水が周辺にしみ出していく可能性があるのかどうかの調査、これをモニタリングでずっと継続して監視をしていくという計画にさせていただきます。

それから、緑化面積、埋立面積と緑化面積7万1,000平方メートルとの差なんですけど、これは埋立面積で超過している部分を含めて、その廃棄物が入っている部分、覆土の整形をする範囲としまして7万1,000平方メートルと。計ったところ7万1,000平方メートル、これがその覆土整形工の対象。覆土整形工をして、緑化をする対象の面積ということです。

現在のところ、県が事業者にかわって、代執行という形でこの支障除去を行っているわけですので、現在のところは、支障発生の可能性を防ぐという意味での対策工事ですので、これを行っていくということで、現在のところ全量撤去ということは考えてございません。

これでたしか四つすべてだと思いましたが。

住民2 そうすると、7万1,000平方メートルというのは、許可容量を、許可面積を超えて埋め立てたということではないんですね。はい。

竹の内対策室長（加茂） 今のご質問でございますが、許可容量は6万7,000、約ですね。

住民2 面積だよ、面積。

竹の内対策室長（加茂） 失礼しました。面積ですね。それに対して、面積超過したのが8万7,000平方メートルでございます。ただ、その側溝とかいろんな部分もございまして、覆土として、失礼しました。今回、緑化としてやるのは、7万1,000平方メートル、処分場ほぼ全域ということでございます。

司会 住民2、よろしいですか。では、どうぞ、住民5。

住民5 済みません、ちょっと立てないから、座らせて……。

司会 どうぞ、座ったままで結構ですので。

住民5 ちょっと関連するんですけどもね、平成16年度にガスの調査をやって、平成19年度にやったと。平成16年度はたしか30メートルメッシュですか、15メートルメッシュでずっと調べたんですけども、問題は調べ方の問題だと思うんですけども、あそこに約103万立方メートルの廃棄物が埋まっていると。調査は、覆土よりもやや廃棄物の層に入ったところだけの調査なんですよ。したがって、あそこの廃棄物というのは、大体15メートルとか、20メートルとか、25メートルとか入っているんですよ。その下の方まではほとんど調べていないんですよ。だから、恐らく県の方のこれからそういう下の方からもどんどん出てくるだろうし、柔らかい層を通じて多機能性覆土以外のところへ出てくるという可能性だって、これは十分考

えられるんですね。だから、私たちは最初全面覆土やるんだなと、多機能性覆土やるんだなということで見ていたんですけども、結果的にはわずかしかがやらないからね。だから、その辺はちょっと問題になると思うんですね。必ずしも硫化水素には真っ直ぐ出てくるわけではないから、恐らくいろいろ横に出たり、縦に出たり、割れ目が出ればそこから出てくるということだと思っただけです。

それから、雨水対策なんですけれども、この側溝がありますけれども、側溝のつくり方、例えば現在ある東側の側溝なんていうのは、あの下もまだ廃棄物があるということで、ぐっと側溝が下がってしまうということがあるとは思っただけけれども、これだと2,000ミリですか。2メートルですか。深さが。そうすると、その下に廃棄物があれば、表から出てきたら、また入って行って、そう簡単に雨水対策はできないのではないかなと。確かに斜めにするから、幾らか中のやつは流れ出るかもわからないけれども、逆に入ってくる部分もあるから、そんな完全な形で雨水対策ができないのではないのか。そうすると、水の問題も、この流れる水も、かなり問題が出てくるのではないかなと。その辺の説明を、本当に岩盤か、それ近くまで掘って入れるということならわかりますよ。だけれども、廃棄物の上にコンクリートで打って、その上にあれつくだけでは、ちょっと問題だと思っただけです。

それから、いずれにしても、103万立方メートルだし、15メートルから20メートル、30メートルになるんですからね、それをきちんと科学的に計算してもらわないと、本当に真っ直ぐ上にしか出ないんだからなんてことだと困ると思っただけです。

それから、健康調査の問題なんだけれども、被害は出ていないというのをいつも県の方で言っているんですね。でも、実際に100ppm以下のところは覆土しないわけだから、あの多機能性覆土をしないわけだから、そこからもし仮に出たとしたら、健康に被害がないのかというと、私はあると思っただけです。さっきの工場の安全基準は5ppmということをおっしゃったけれども、環境基準はもっと厳しいと思っただけです。だから、そういったのは、とにかくあそこに私たちは365日ずっと暮らしているわけだから、たまに来て、あそこで硫化水素吸ったぐらいでは何ともないんだけれども、365日いるわけだから、恐らくこれからも生活していくから、これは大変なことになると。そういう不安が大いにあるんです。だから、人体に影響する濃度というのはどういうふうに見ているのか、その辺説明していただきたいなと思います。

側溝の問題と、あれと、あとガスの問題と三つ。

竹の内対策室長（加茂） それでは、ただいまのご意見、ご質問でございますが、まず1番目のガスの濃度が地下深くで濃いのではないかとご心配いただいておりますけれども、基本的にあそ

このあたりの地下の水位というのは、地表から2メートルとか3メートルで、その下は水になっております。水というか、水ですね。ですから、ガスが地下深くに気体でたまっているわけではなくて、その水の表面からぼこぼこ多分地下の中に出てきて、その表層の部分に溜まっているわけです。ですから、今回はその表層の部分にどこからやってきて、たまったものを測定したわけですから、どこの部分が一番高いかというのは、今回の調査でわかるわけでございます。したがって、今回の調査で高いところをまず優先して覆土をします。

将来、もしどこかに出てくるということであれば、それはモニタリングしながら、将来のおそれに関してはモニタリングをしながらチェックをしていって、必要が出てくれば、追加覆土をします。そういった考え方でございます。

それから、3番目の健康調査のことですが、地下に100ppmあっても、それが地表に何ぼで出てくるかという問題があるわけですが、一つは、24時間敷地境界で連続調査をして、0.02ppmをほとんど超えないということが一つ。それから、0.006ppmというもっと厳しいものも、1カ月の中で30秒おきに計算していますので、8万何千回検査した中で、0.006ppmを超えるのも1%以下というような状態でございます。

それから、大気環境調査ということで、処分場の中に立って、その大気を採取して、どういうガスが出ているかということで調査しているんですが、去年までは大河原合庁、県の合庁の空気と、それから処分場の空気を比べてほとんど変わりがないと。ものによっては、大河原合庁の方が高いと。ことは村田町の役場をお借りして調査してまして、そういった中でも大気の調査の結果、処分場が特に高いというわけではない。硫化水素は何ぼか出ていますけれども、硫化水素以外の項目です。

それから、三つ目の側溝の問題ですが、ちょっと済みません、私質問の趣旨が勘違いしているかもわかりませんが、側溝のところに廃棄物が近くにあるということで、そこからガスが出てくるおそれについては、多機能性覆土と同じような形で抑えるので、そこから将来ガスが出てくるということは防げると。（「下から水が入って、中に流れないのかということ。入ってこないのかということ」の声あり）

山側の水が、表面から来るものは当然側溝で計算上、計算して側溝の大きさを決めていますので、それが地表から側溝を超えて中に入ってくるということはないと考えています。十分な側溝の大きさを確保したと、そういうことでございます。（「今水入っているんだ、現に。現実に全然、側溝でなく、水ざあざあ入っているんだぞ」の声あり）

司会 住民5 はいいいですか、今の答えで。

では、どうぞ。

住民6 まず、最初からいろいろと説明を受けました。事務屋さんでこういうことしかしないんだなと思いました。図面書いて、いろんな、これはこうですと説明されると、素人は何が何だかわからないんです。でも、体に影響があることは確かです。さっき、木も枯れていると言いました。植物ってなかなか枯れないんですよ。木も枯れているんですから、人間は当たり前だと思うんです。

実は、夜寝るころはまだ大したことないです。そして、夜中の2時、3時ごろになって、空気が冷えてきたころになると、鼻水が出て目が覚めます。枕元に必ずティッシュの大きい箱を置いて寝なければ、寝られないような状態なんです。そうしたら、これは処分場全体からのわずかだっておっしゃるけど、これはなぜなのかなって私は不思議に思います。うちはかなり離れているんですけども、それが私は息子が仙台にあります。そして、孫のところにたびたび泊まるんですけども、そうするとそのときは全然何でもないです。うちにいるとき、なぜか2時、3時ごろになってくると鼻がむずむずして、大変な思いして、何でもない人もいますんですけども、そんな状態です。それで、近所の人ですよ、風邪引いたのかなと思っているんですけども、風邪でないんだよね、そういう話なんです。

そこで、さっきいろいろと話をされました。覆土の問題、これは最初は全面覆土という話で、私たちは、それならこれ撤去してもらわなくても仕方ないのかなと思っていましたけれども、これは7万1,000平方メートルですよ、側溝を除いて。そして、多機能性覆土が6,600平方メートルです。10分の1、11分の1ぐらいしか多機能性覆土をされないわけです。これでは、10分の1も多機能性覆土をしていなくてですよ、それでその周辺から出ないという保証はないだろうと思います。必ず別の場所から、それからそこからだって、微々たるものでも出るだろうと思います。

それを、皆さん仙台に住んでいらっしゃるから、こちらの状況がわからないだろうと思います。それは私だけでない。近所の人たち皆、「風邪引いたんだと思ってさあ、少しのどがいがらっぽくなったりするんだけれども、風邪でないんだよね。お医者さんに行ったって、風邪でないと言われますよ」と、こういうことなんです。

そして、これは村井知事さんはまだ年数も、平成16年度の調査のときはいらっしゃらなかったから、そんなに前のことまで引き継いで、分かってはいらっしゃるんだと思うけれども、何か大変なんだろうな。とにかくとして、私たちは毎日生活しているんですよ。それをどんなふうに考えるのかな。みんなお茶飲み話で話しているときは話をしたいと思うんだけど、こ

こに来ると言葉が出ないと言うんです。お偉方がずらっと並んでいて、普通のお茶飲み話で話
はできません。そうすると、だれかが話をするのを待っている。そんな感じだろうと思うん
です。

ただ、支障除去対策と言いました。そして、これが最終。支障除去はあそこの産廃物が全部
なくなる限りは、支障除去にはならないと思います。それでも全面覆土とか言われて、仕
方なしに、ではこれでやってもらいましょうという話だったんです。それを、今度は全面覆土
すると言ったのが、100ppm以上のところだけというふうな、こんなだんだん何かね、地元をば
かにしているんじゃないかと私は思います。町長さん、そう思いませんか。だって、町民の生
活を守ってくれるのは町長でしょう。そして、私たちは県民なんです。県知事さんだって、や
っぱり同じように私たちの生活を守ってもらわなければだめだと思います。

そして、今私は知事とずっとテレビを見ていて、コマーシャルを一生懸命やっていらっしゃ
います。だから、うんと近しくなったような気はするんです。だけど、そして、今いろいろと
観光とか何かやっていきますよね。美味し国伊達な国とやっているけれども、村田もいいと
ころいっぱいあるんだけど、村田はもう見捨てられているのかなって、そんな感じがしま
す。町長さん、これはもう強く言ってもらいたいです。竹の内があるというだけで、「やっぱ
り村田ってね」と、こう言われるんです。だから、私たち個人個人がよくなる限りは、絶
対だめだろうと思います。私はやっぱり全面覆土をお願いしたい。

それからもう一つ、今雨降っています。あそこ冠水、恐らく今晚ずっと降り続いたら、あし
たの朝はあそこは通れないだろうと思います。皆さん、あそこに今晚ずっとどのくらい水かさ
が増していくのか、車とめて見ていてもらいたいと思います。冠水対策、冠水対策と何回も話
しています。だけれども、これはいまだに解決されておりません。そして、あそこにボートで
も浮かべなければ歩かれなくなるんです。車が入ってしまうと、車は故障しますよね。だから、
これはもう早急に、ガス対策より簡単ではないですか。

そして、先日の何か議会があると言って、お偉方いらっしゃらない、町の役場で話し合った
とき、そのときの話で、町の道路、町道だから町でやってもらう。これは原因があって、結果
です。今まであんなところ冠水したことないんです。ですから、これは町の人がどういうふう
な道路を望んでいるのかを話してもらって、そして早急に冠水しないようにしてもらいたい。
岩淵堰云々と言っていますけれども、岩淵堰どうのこうのではないです。毎日の生活、もうあ
したの朝あそこ通れないんですよ。それははっきりと言えます。

とにかくそういう状態を、まあこれ私は机上の空論だと思っております。いろいろ図面見て、

こうなるから大丈夫だ、ガスは100ppmでは健康に大丈夫だ。絶対大丈夫ではありません。ですから、その辺をよろしく願いしたい。

冠水対策、それから覆土の問題、そして健康調査は、とにかく木もそうやって、奥の方の木が枯れているというんですから、人間は歩くんですよ、あそこも。空気は動きます。ですから、やはりその辺もきちんとしてもらいたい。

だから、健康調査、そしてその対策、そして今言った覆土の問題、これは私たちばかりにされているんです。そして、だんだんばかりにされて、前の町長が1月に調印してしまった。こんなことでは、やっぱり町民は納得いきません。私たち県民なんです。知事さん、よろしくお願いします。私たち県民ですから、知事はやっぱり県民を、県民の安全安心を守る、これは義務があるだろうと思います。よろしくお願いします。

県知事（村井） 住民6のお話について、ちょっと私からお話しさせていただきたいと思います。

現在の状況においても、お休みになっているときに鼻水が出るような状態になるというようなことです。これもかなり個人差もあると思います。花粉症なんか目に見えない杉花粉だとですね、花粉で私なんかは症状が出ますし、症状の出ない方もおられますので、もしかしたら今回のこの硫化水素が、もしかしたら何らかの影響があるのかもしれないのですが、ただ残念ながら科学的に住民6の体の状態が、竹の内から出た硫化水素であるということが科学的に証明されていないということです。それから、先ほどの杉林の話もございましたけれども、これも科学的にこれが原因だということがわからないと、なかなか対策は打てないと。これはもう当然我々といたしましては、県民から頂戴しております税金を使うわけですので、しっかりとした根拠がないとなかなかできないということでもあります。そこで、やはり根拠のあるところで対策を打っていかねばならないということで、この産廃場の境界の硫化水素の濃度をはかっているということでもあります。

法律で悪臭防止法という法律がございますが、ここで基準がございますが、この0.02ppmから0.2ppmを超えますと、その間がですね、悪臭防止法に基づく大気濃度の規制値ということになってございますが、その下限値であります0.02ppmを超えることが、もうほとんどなくなってきているということでもございました。したがって、今のまま、このまま置いておいても、恐らくこの0.02ppmがさらに下がっていくだろうというのが、これが科学的な知見に基づく我々の考え方だということでもあります。

しかしながら、そうは言いましても、ではこのままほっておいていいのかというと、やはり

住民の皆さんも大変心配であるでしょうから。地下で発生している硫化水素の濃度が100ppmを超えるところにつきましては、覆土をしますと。

覆土というのは、ただ土を被せるだけではなくて、要は吸収する、吸着をする素材を入れていくということでございますので、そこでガスが発生しているやつを全部吸収していこうということでもあります。ただ土をかけて、覆土と書いてございますので、土をかけて、においを封じ込めるというのではなくて、要はにおいを、硫化水素を吸着するものを、出てきているところに置いていくということでございます。

それでも十分だと思いますけれども、さらにですね、平成16年に出ていたところについては、さらにそこも念のために、やる必要はないだろうと思いながらも、でも念のためにですね、そこも覆土をしていくということにしたということでございますので、我々といたしましては、二重、三重、四重の対策をしてきているということでございます。

全面覆土するのが、それは最もベストであるのは間違いございませんが、我々といたしまして、やはり県民に対する説明責任というものもこれございまして、必要のない部分にまで税金を投下するということは、やはり県民のお許しをいただけないものということがありましたので、そういったことで我々としては、これが今の現時点においての十二分の対策であろうと考えているということでございます。

先ほどのグラフありましたよね。これもよく見ていただきたいんですけども、硫化水素濃度の経月変化、月ごとの変化なんですけれども、ずっととっています。ちょっと見えづらいんですが、一番左が平成13年10月15日、平成13年ですね。一番右側がつい最近です。平成19年4月18日です。このグラフだけ見ると、余り下がっていないようなんですが、一番上のメモリが1万ppmです。その下のメモリが1、000ppmです。本当は、あれが1万ppmだったら、あの1、000ppmのメモリは、このグラフの10分の1のここに来なければいけないわけですね、ここにわかりますよね。これが1万ppmだったら、1、000ppmというのはここなんです。10分の1ですからね。100ppmというのは、さらに10分の1、ここ。10ppmというのはここ、1ppmというのはここなんです。したがって、今この辺に来ているということは、この辺だということなんです。もうほとんどゼロに近いということです。この値はですね。この辺で100ppmということは、この辺に来ているということなんです。

したがって、我々といたしましては、そのようにちゃんと調査をいたしまして、月ごとにずっとこの調査をしております、当然全部の地域ではございませんけれども、7カ所ですか。7カ所の地域をずっと濃度の高いところから調べております、ほとんど限りなくゼロに近づい

て、ずっと落ちてきているというのを科学的に数値をとった上で、しかも境界の数値をとった上で、このやり方が最も今ベストであろうということで、皆様にご理解をいただきたいということをお願いしております。

また、今お話が住民6からありました冠水対策、これは住民の皆様にとりまして、大変大きな問題でございますので、我々として対策をとれるものについては対策をとりまして、道路が冠水することがないように、しっかりと対策をとっていくということは、やってまいりたいと思います。よろしいでしょうか。美味し国伊達な旅までPRしていただいたので、ちょっと長目にお話をさせていただきました。

竹の内対策室長（加茂） ちょっと補足します。

冠水対策でございますが、今回岩淵堰の改修とあわせて、冠水対策の効果があらわれるということでございますので、現在年に数回冠水している状況が、相当改善されるというふうに私ども考えております。

住民6 冠水対策って、年に数回ではないです。多分この雨であしたはあそこ冠水します。そのつくりを見たら。ずっとね、何人かでもいいですから、あそこ車止めて……。

県知事（村井） そのために対策をやりますので、その対策が終わってから、またこの雨が降ったときに呼んでいただければと思うんですけども。

住民6 だって、終わったって言ったんだよ、1回。

県知事（村井） まだ、これから本格的にやるわけですから。

住民4 あれは何だったんだ。

県知事（村井） 暫定的な。

司会 住民6の質問はよろしいですか。

住民6 あの、済みません、もう1回さっきの健康被害についてもう一度、因果関係がはっきりしないとおっしゃいました。確かに医者さんに行っても、それはそう言われます。ですけども、別の場所に泊まった場合は、私もその1日だけでないですよ。何日間、絶対ないんです。そして、うちはマンションのようなきちっと、すき間だらけのぼんぼろ家だから、だから空気は入ってくるんです。そうすると、必ずです。毎日です。とにかく鼻水が出ます。2時、3時です。だから、どこに行ってもそうだったら、私の体がそうなんだろうと思うんですけども、これは、そして限りなくゼロに近い、そうおっしゃるんだったら、あそこに県の何か建ててね、そして県の宿舍でも、そして住んでもらって、これが実験だろうと一番思います。絶対に。だから私は事務屋だと言ったんです。この数字でずっと出して、そして「みんなこれ

で理解してください、わかりましたか、わかったでしょう」と、これではだめなんじゃないか
と思います。実際、生活に影響があるんですから、これをどうのこうの言われても、納得いき
ません。ということです。

県知事（村井） 繰り返しになりますけれども、我々といたしましては、健康被害になるであ
ろう、なると言われておりますちゃんとした基準がございますので、例えば住民6のご自宅の
硫化水素の濃度が、健康被害だと言われる濃度を超えているということがはっきりわかりまし
たならば、当然これは対策ですけれども、もしかしたら住民6の体が物すごく機敏な方で、大
変機敏な方で、本当に計測できないような微量な量でも体が反応される体質なのかもしれませ
んけれども、ちょっとそれがわからないものですから、これが原因だというふうに、どうして
もわからないということがございますので、ちょっとその辺についてはご理解をいただければ
と思います。

竹の内対策室長（加茂） 補足よろしいでしょうか。

先ほどあの……。

住民4 室長はいいから、きょうは知事との交換会なんだから、あなたはいいから。

県知事（村井） 全部答えられないですから、私。

住民4 いやいや、だめだめ。

司会 ちょっとお話しさせてください。

住民4 もう少し短くね。1回しかはかっていないんだったら、1回だけでいいんだから。

竹の内対策室長（加茂） 今、低濃度でも影響があるというお話でございましたけれども、今
回対策をすることによって、今よりずっとガスは減るはずでございますから、その結果を見て
ですね、もう一度ご判断をいただければいいのかと思います。

それから、健康相談というものをやっておりますので、ぜひそちらもご利用いただきたいと
思います。

住民3 私にちょっと先にしゃべらせて。知事に言いたい。

住民4 私も知事に言いたい。

住民3 では、先に言わせてください。

県知事（村井） はい、どうぞ。

司会 では、住民3、どうぞ。

住民3 今、知事が二重、三重にというふうにおっしゃいましたけれども、私はそれは事実と
違うと思います。あそこのところね、1万ppmとか1、000ppmとかと言いましたけれども、そも

そもそもの異常でしょう。そうでしょう。1万ppmとか1、000ppmからこんなに下がっているんだって言っているの。それ自体がおかしいんだよ。あんな1万ppmとか1、000ppmというところから。今現在こうやって100ppm以上のところが、平成16年度と平成19年度合わせたら十何カ所あるというわけですよ、そうでしょう。それが0.0何々の問題ではないんです。

そして、この平成16年度と平成19年度のところを見てください。同じ分布図ですか、これ。本当におさまっているなら、同じ分布図になっていて、そのまま濃度が下がっているはずでしょう。位置が動いているわけでしょう。だから、平成16年度の前のときの5カ所と今度の8カ所はダブっていないわけじゃないですか。広がっているんですよ。部分的に覆土するということになれば、さっきから全面覆土とおっしゃっている方が言っているように、そうでないところから出てくるんです。

これは、平成14年2月24日の報告ですよ。この報告にこう書いてあるの。「また、第7工区の地表面の亀裂や法面から硫化水素の放散が見られる。これは、埋立層内で発生した硫化水素の上方への移動が覆土によって妨げられたため、硫化水素が埋立層内や埋立層と覆土との境界を水平方向に移動し、法面等の十分に転圧ができないところから放散しているものと考えられる」と書いてある。さっき住民6から話が出た、10分の1か11分の1にしか覆土していないんですよ。同じことがあるじゃないですか。自分たちの報告でこう書いているんだ。

それから、知事は今二重、三重とおっしゃいました。硫化水素を吸い取る酸化鉄があるとおっしゃいましたけれども、その層の厚さは何センチですか、それでは。わずか12.5センチですよ。その上が、今度ガス、その他のガスを吸着するやつ、それが12.5センチ。それが捕捉層と言われている25センチ。その上の20センチはバリア層。これが雨水からの防水だというんです。説明にはそう書いてあるけれども、バリア層って具体的に何でできているか書いてありません。そのバリア層の上に、植栽層というのが30センチだと。土を30センチやっただけですよ。

前回の7月19日のこの説明会でも話がありました。きょうも雨が降ったら、あそこ冠水だって話があったけど、1時間の数十ミリの雨が降ったらどうなりますか。あそこは丘陵地ですよ。それで二重、三重ですか。常識からしたら、そんなふうに私は考えられません。

それからもう一つ、冠水対策ですけども、私は初めて知事に質問した、何カ月か前に質問しましたけれども、あのとき知事はこうおっしゃった。600何万円の緊急対策でもってやる。ところが、それはできなかった。今もそこで話が出ましたけれども。緊急対策、緊急対策って、いつになったらできるんだ。知事は今回で4回目ぐらいになるかと思えますけれども、過去のやつを見てみると、そのたびに冠水対策何とかしてくれて出ていますよ。記録を見てください

い。私はあのときも言ったんです。緊急対策というのは、効果がちゃんとできなかつたらば、対策にならないでしょう。600何万円、県民の税金どこかにいってしまったんですよ。あのとき知事は、「いや、今度は何億円もかけるから大丈夫だ」と言いましたよ。それからもう数カ月過ぎています。あしたまた冠水です。7月の大雨のときも冠水です。本気で町民、県民のことを考えるなら、何も側溝だなんて言っていることはない。あの町道の路面を高くすれば、いつだって通れますよ。

それから、さっき硫化水素の測定回数が8万何回だと。そのうち人間が感知するのはほんの1%以下だと。それから、環境基準を超えているのは本当の数回だと、そういうふうに言いましたけれども、これもある意味数字のトリックです。30秒間に1回観測していくと、1日に2,880回です。掛ける1カ月分、それが8万何回です。いいですか。そうしたら、硫化水素かなというにおいがするという0.006ppmか何かのやつが100何回だとしたら、1カ月は30日ですよ。毎日出ている可能性だってあるんです。本当なら、県がそういう数字の読み方をきちっと町民に知らせなければいけない。だから、町民の感じている現実と、鼻水が出る、においがするというのと合わないということになるんです。ただ8万何回なんて出ていたって、そこに何回、何回、数回と出ていたら、ああ大したことないと、我々何も知らない人間はそう思いますよ。たまたま私はそういうことを発見したから、ここでこうやってしゃべるんです。二重、三重なんていうのはうそです。事実ではありません。

県知事(村井) まず、今大きく三つあったかと思うんですが、まず一つ目の件であります、0.02ppmと言っているが、硫化水素は370ppmだとか、そういう数字になっているじゃないかというお話でございました。これは、地下の硫化水素の濃度がそれぐらいの高濃度だということでもあります。先ほど言うておりました、我々が出しております根拠はですね、空気中の硫化水素濃度だということでもあります。

硫化水素というのは、別に決して特異なものではございませんで、自然界にも存在するものでございます。温泉地などに行かれますと、温泉地の地下には大変な高濃度の硫化水素がございまして、したがって硫化水素が地下にあるから、直ちにすべてがだめだというものではありません。ダイオキシンといったようなものとは全く違うということでもあります。したがって、それが空気中に出てきて、人体等に、環境等に大きな影響を及ぼすようなことがあってはならないということで、それを境界付近で濃度を測定したところ、0.02ppmという基準内でほぼおさまっているということでもございました。ということでもあります。

あと、その多機能性覆土のバリア層の素材なんですが、粘土でございます。粘土を考えてお

ります。

それから、冠水対策、応急対策がうまくいっていなかったじゃないかということでおしかりを受けました。それに対しては、おわびを申し上げなければいけないと思います。当面の対策ということでポンプを設置させていただきましたけれども、十分な水を吸収できなかったということでございまして、その結果、十分な冠水対策にならなかったということであります。それについては、真摯におわびを申し上げなければならないと思っておりますが、今回の対策は、そういった応急的なものではございませんで、抜本的な対策ということになりますので、どうかご理解をいただきたいと思えます。

それから、もう一つございました。農道の嵩上げについてなんですが、これについても実施設計をしまして、科学的にいろいろ検討させていただきました。これは私のような素人ではなくて、土木の専門家が検討しましたけれども、その結果、すりつけ、つまり管を入れたことによって道路が膨らむので、その分ならずという意味ですね。そういったものが特に必要ないということがはっきりいたしましたので、まずはこの計画どおりやらせていただきたいと思えます。

ご理解をいただいて、それで今回のように、毎回のうちにこのぐらいの雨が降ったら、また農道が冠水すると、たびたび冠水することになりましたならば、そのときにはまた新たな対策も考えていかなければならないと思えますけれども、恐らく我々が今考えております計画どおりのことをやらせていただきますと、そういったことにはならないと思えますので、まずはご理解をいただけないと。やらせないと、これでは納得できないからやらせないということになりましたならば、当然我々としては事業の遂行が全くできないということになると、このままずっと同じ状態が続くことになりますので、まずはこれをやらせていただいて、そしてその結果、また新たな問題が発生してきたと、被害が出てきたということになりましたならば、当然責任を持って次の対策をやらせていただくということになりますので。どうか早急に、今言いましたような計画、皆さんのためを思って、皆さんのことを考えて、県としてはぎりぎりの判断をしてやっているということでございますので、ぜひとも私を信じてご理解をいただければというふうに思えます。どうかよろしくお願い申し上げます。

竹の内対策室長（加茂） 済みません、その前に、一部今の知事の発言で訂正をさせていただきます。粘土と申し上げましたが、粘性土ということでございます。粘土ではなく、修正いたします。

司会 それでは、続いて隣の方。

住民7 今までに相当の方々、地元の住民はおろか、村田町全体は、あそこを全面覆土してほしい。なぜかという、1年間かかって総合検討対策委員会というのを開いたんです。1年間ですよ。学者先生も多数、こっちから5人も代表行って、八つのケースが示された。一番いいのは、私ら8番目だと思ったんだけど、800億円かけて全量撤去、これも出たんです。それから、水質検査だの何だのを含めて、安いところからずっと8段階になっていました。我々の要求は、今後ろの方々も言われたように、全量撤去なんですよ。それで、とにかく撤去してもらわなければ、永久にあそこは公害が出るだろうという私たちの考えなんです。

県は金がないから、いろいろと当初をしのぎ、当座しのぎのことをやってくるけれどもね。けれども、前の浅野さんは八つのケースから政治判断をして、ここ3カ月の間に1番いいものを住民に示しますという約束だった。持ってきたのは何か。八つのケースでないんですよ。いわゆるその委員長をやっていた大企業よりの人の話を聞いて、PRB工法と多機能性覆土というのを持ってきた。で、皆さん今知事もおっしゃるけれども、浅野さんもこれが最終的な回答だから、何としても受け取ってくれと、こういうことなんです。それで、私らは環境大臣の交渉にも行って、いろいろ折衝してきました。その後、会議があって、私の知る範囲では、31億円の予算を認めてもらったと聞いています。当面は14億5,000万円、これを認めていただいたんですね。その予算をもって、全部使うかどうかは県の独自判断でしょうけれども、いずれにしても現在までかかって、村田町の意見も取りつけたというんだけど、私らはやむにやまれず地元住民から、いつまでもいろんなことを言っていないで、早くおいだのってほしい、早く解決してほしいということで、苦渋の選択として一応認めたことになったけれども、しかし今つくっている評価委員会に、地元の住民も5人以上入れてほしい。強力に申し入れたんだけど、1人です。

そして、今押しつけてきたのは、私ら押しつけらったと思っているんですよ、これ。多機能性覆土、私ら全面的にやるんだと思っていたんです。そうしたら、平成16年度に計ったやつと平成19年度で計ったやつで、平成16年度より平成19年度計ったら、ずっと平成16年度は少なくなっている。それも何ですか。表面から3メートル以下は全部水につかっているから、ガスが出ないんだという評価ですね。私らはね、住民5だの、住民4と一緒に、どこかちょっと穴掘ってはかると、700ppmから900ppm出るんですよ。大体水路からも出るんです、水ある。

そういう点で、県はあくまでも沈化したんだと。現状はもうガスは出ないんだと。この先のグラフを見たけれども、そのようにうんと少なくなっているんだという現状から出発している

んですね。そして、これで我慢してくれ、我慢してくれと言うけれども、住民はそこに落差を感じて、絶対に我慢できないんですよ。だから、少なくてやっぱり覆土するにも全面覆土してほしいというのが私たちの願いなんです。そうすると、平方メートル当たり4万円かかるそうですね。8万するとしたら、大体8万平方メートルぐらいありますから、大体7万平方メートルでも28億円ですか、かかるんですね。やっぱりそのぐらいしか金かからないと思うんです。今だと11分の1ですから。2億8、000万円ぐらいでしょう。

そして、覆土のことばかり言っていたけれども、PRBはどこに行ったんでしょう。PRBはどこかに行ってしまったんだね。予算は、当面幾らかかるんだという、5億円ぐらいでございます。モニタリングにかかります。人を使ってやるものだから。そうすると、覆土するのは11分の1、あとモニタリングの費用で村田町の皆さん、県民に説明できないから、何とかこれを飲んでくれと。その笑い声で私も言われると、何となくごまかされるんですよ、血色はいいしね。しかし、私らはごまかされないと思うんです。そんなことでは。

だから、やっぱり本気になって考えていただいて、今までのいろんな意見も出ましたけれども、私らはやっぱり地元の代表として議員バッチもつけていますから、全量撤去なんですよ。それを我慢して、大体31億円ぐらいかけたって、800億円分の31億円ですから、何だかんだ言たって、20分の1まではいかないか。そんなような金なんですよ。

毒ガス島なんですよ、ここは。毒ガス島。そういう認識で、現状はそうでないよ、もうガスなんかないんだよと、こういうふうに知事さん始め言っているんですね。まあ、このぐらいのガスは我慢して、大河原あたりと処分場のおいもみんな同じです。役場ではかたって、処分場内ではかたって。こういうことを言われたって、ちょこっと掘るとやっぱりガスが出るんですから。幾ら言ったって、これは平行線だと私思うんです。こんなことで、当面はいいでしょう、これやってもらうのは。その当面の工事までやると、邪魔ばり張っているとされますからね、住民から。だから、当面はやってください。しかし、我々はこれで絶対に引っ込むということはないと思うんですね。その辺は、一つよく考えてやっていただきたいというふうに思うんです。

それから、道路のことです。道路の嵩上げはしなくなったんですか。いわゆる千塚竹の内線です。住民8のところまで。あれ下水入れて、そのままになっているんですよ。埋め戻しただけで。あそこが全部冠水するんですから。それは、岩淵堰のあれを、堰の位置を変えて、あれをやると冠水はしませんと折り紙ついていますけれども、私はすると思います。このような水路をつくったって、私はやっぱり大雨降ればいつでも冠水して、また電信柱のかさの線がある

ところまで水浸しになるんですよ。それを絶対に大丈夫だという保証を知事から答弁していただきたいんですけども、保証できますか。道路は村田町でつくれなんてことを言っていますけれども、本当ですか。私驚いているんです。

それからあと、この予算はすべて当面の対策で何億何千万円かかるんですか。それも質問して、それからPRB工法はやらなくなったんですか。四つ目。お答えをいただきたいと思います。

県知事（村井） 済みません、四つもう1回言ってください。もう1回、ちょっと簡単に項目言ってください。

住民7 四つになるかどうかは忘れましたが……。

県知事（村井） わかりました。では、お聞きした範囲内でお答えします。もし漏れていたら、あとで追加して聞いてください。

住民7 いわゆる覆土は、私らは全面的に全部やってほしいというのが原則で、ただこれだけで済ませるということで、本当に大丈夫なのかというのを答弁してください、知事の口から。

県知事（村井） 多機能性覆土、全面やってくれというお話、これは何度もお話ししましたが、もちろんそれが一番、当然一番いいのは全量撤去でしょうし、もしそれができないのだったら、全部吸着の多機能性覆土をやるべきだと。そういうご希望を住民の皆さんが持つのは十分私としてもご理解はできますが、ただ我々といたしましては、やはり税を使う限りはですね、県民の皆さんに納得していただけたところで使わなければいけないということですので、先ほどから言いましたような理由によりまして、今やっております、考えております対策でも、恐らく十二分だろうということ考えておりますので、ぜひ一度やらせていただきたいと思っております。

それから、二つ目の国からのお金が来てというようなお話でございましたが、実はこれは国が許可をしてくれたのは、県が借金をする、起債をする許可をくれただけでありまして、実はこれは全部県の予算で、県の単独予算でやらなければなりません。つまり、県民からいただいた税金、これで全部やるということでございます。ただ借金をさせていただくと、現ナマが今ございませんので、そういうことであります。

それから、先ほどから県はお金がないからこういうことをやっているんだろうということですが、決してそうではありません。これはもうやはり住民の皆さんの健康を考え、対策を考えるということは最優先のことありますので、我々といたしましては、お金があろうが、なかろうが、やるべきことはしっかりやらなければならないと考えてございます。

ただ、国の指導によりまして、廃棄物の撤去は、遮蔽工事、問題の物質が出ないような工事ですね。あるいは、ガスが出ない、水が出ない工事や、あるいは排水液の処理施設の維持管理によって支障を、問題点の発生を防止できないときに、初めて命ずるべきものとされておりまして、今の状況では、中に埋まっているものは安定5品目と言われるようなものでございまして、これをもって直ちに大きな影響が出るものではないので、これを撤去するという根拠がどうしてもないということでございます。つまり今のまま、今やっております方法で、十分だんだん落ち着いてくるであろうというのが、科学的な知見に基づく我々の考え方でございます。

それから、評価委員会になぜ町の間人をもっと、住民を入れないのかということなんですが、これはやはりある程度科学的な考え方も入れなければいけませんので、やはり専門家を、プロを入れていかなければならないと考えておりますが、だからでは全部専門家の先生で、県が選んだ人たちだけということになりますならば、当然住民の皆さんも、町長さんも納得をされないだろうということで、評価委員の10人の中に町の推薦する学者の方が1人、それから町から1人、それから住民の皆さんから1人ということで、皆さんのご意見がしっかりと反映されるような形にさせていただきたいと思っております。

それから、沈化をしたと県は言っているけれども、そうではないのではないかとということで、決して我々は沈化したとは言っておりません。ただ、ガスの濃度は、ずっと経年変化で調べておりますと、確実にかなりの勢いでだんだん減ってきているというのは間違いのないこととあります。私も県会議員のときに委員会の調査で現場に来ました。そのときには、相当な悪臭でありました。かなり厳しかったです。でも、知事になりましてから来たときには、相当おさまっていました。また、知事になってから2年たっていますので、恐らくまたそれよりもおい濃度は落ちているだろうと、これはもう私の体感でお話ししておりますけれども、そのように感じておりますので、決して沈化したとは考えておりませんが、間違いなく時間の経過とともに、ガスの濃度は少なくなっているというのは間違いのないだろうというふうにデータでも出ておりますし、私の体感でも言えるというふうに思っております。

それから、町道につきましては、しっかりとした対策をとりますので、恐らく今言っております対策をとりましたならば、町道の冠水、農道の冠水もまずないだろうと思います。ただ、何十年に1回の大雨、これはもう至るところで道路が冠水するような雨が降ったときには、これはお許しをいただきたいと思っております。これはもうこの場所だけではなくて、至るところで冠水することがあるかと思っております。そういうときにはお許しをいただきたいと思っております。

それから、PRBをやるのかどうかということなんですが、これにつきましては、当然調べ

まして、PRBをやる必要があるという、水の濃度をずっとチェックしていきますので、その時点でこれはもうやらなければいけないという、環境基準を超えるような状態になりましたならば、すぐにでもどのような財政状況であっても、必ずやることはお約束させていただきます。ただ、これも必要のないと言われる段階でやるのは、どうしても我々としては税金を使う以上、できないので、その辺もぜひとも皆さんご理解をいただきたいと思っております。したがって、やるべきことをやって、そして様子を見て、さらに足りないということがはっきりわかりましたならば、ためらわずにしっかりとやることをお誓いをしたいと思っております。以上でございます。

司会 今まで発言されていない方で、どなたか発言したい方おられますか。では、後ろの方、どうぞ。

住民8 二、三、ちょっと質問と教えていただきたい点がありました。

まず一つは、工事の優先順位はどのようにお考えになっているか教えていただきたい。それが1点です。

それから、あと全面覆土というのは大分話に出ましたので、あえてここで私も同じこと、同じ意見なんですけれども、それは差し控えて、排水路計画について質問したいと思います。

まず、4ページの全体計画という図面があると思いますけれども、そのところで北側町道から来て、排水が農道を横断するのが2カ所になっているかと思えます。これ、分離されていると思いますけれども、その断面が、荒川方面沿いですね。大河原方向からいって右側ですか。その断面が1、300mm×800mmになっていると思います。それから、もう一方は1、300mm×600mmか。300mm。ここで分流されていると思いますけれども、ここがこのように分流するのかということが一つ。

それから、農道を横断していますそのところの断面が1、500mm×600mmになっていると思います。それはボックスになっていると思います。それは何ページだ。2ページにありますけれども、このところでまず町道側から水深がどのぐらいで来るのというのが一つね。高さが600mmのボックスで、町道側が800mmの高さのものでぶつかるわけですよ。そこで水は完全にせきとめられるはずだと思うんです。そうすると、上流側に水位がアップします。それでいいんですかということ。どうしても、下流側に水位が上がってくれば、どうしてもそのところの農道は、サイフォンで流れるようになってくると、上流に湛水するはずだと思います。

それから、その今パワーポイントで出ていますけれども、そのところの水色、中に水色の矢印、青の矢印で水色の境界線がありますね。そのところがソウコウされないような図面計

画になっています。それはそれでいいんですか。そのところは、……。

県知事（村井） こっちに来てお話になった方がいいんじゃないですか。ここを見て、こうやってしゃべらないと、ちょっとわからないですね。ここに来て、これで質問してくれないと、わからないですね。ここを指しながらやってもらおうと助かりますね。こう指を指して言ってもらおうと。この図でいいですか。

住民8 この図でもいいし、いいですね。ここの分です。ここの分が、ソウコウされていません。

県知事（村井） ソウコウ。

住民8 ソウコウというか、計画から抜けているんじゃないかと思うんです。断面が。排水路が、今まで既存の土水路があるんですね。そのままの状態。

県知事（村井） 既存のやつをそのまま使うのかということですか。

住民8 ええ、土水路のままでいいんですかということなの。

それから、あとパワーポイントを動かしてもらえます。ここの断面、ここです。ここのボックスですけども、幅が1、500mm、高さが600mmですね。そして、この前の図面、これですね。これは幅が1、000mmなんですよ。水深どのぐらいで来るんですか。例えば、これが60センチの水深で来たならば、あのボックスは満流で流れてしまってサイフォンになります。自由水面では流れませんということです。この計画はおかしいのではないか。（「狭いんじゃないかということですか」の声あり）そうです。それと高さが足りないということ。余裕高がないということ。

それからもう1点、これを出してください。（「この図ですか」の声あり）はい。この図とね、（「この部分ですね」の声あり）はい、そうです。ここの部分と、あとこれだな。これでもいいです。その部分ですね。

ここの分で分流しています。こっちは高さが800mmあるんですね。それで、その横断管渠がどのぐらいあるか。どうしても断面が足りません。

竹の内対策室長（加茂） この横断がですか。

住民8 ええ、その上。結局ですね、水の流れは直進方向に流れます。ですから、この計画はおかしいです。と思います。

それから、あとここの分がないということですね、水路がね。

それからあと、水の流れの中でこれが逆方向に流れますね。どうしてこういう地形で逆方向に流すの。あの排水系統を変えるということは、その周辺を全部変えることです。これがおか

しいです。

県知事（村井） 技術の、技術の専門家に答えさせますから。

司会 ちょっと、では専門家に。

技術主幹（熊谷） 一つ一つ言っていきたいと思いますが、まずですね、ここの断面がすごく大きな断面になっていますけれども、これに関しては、先ほど言いましたけれども、勾配がですね、道路の勾配的にはここが一番高くなっています、ここの高さを確保するために、水路全体の大きさが大きくなっています。水路の大きさに関しましては、ここに入っている流域を全部計算しまして、必要な断面を出しております。なので、ここに関してはかなり大きなものが入っているというのが事実です。

それともう一つあったのが、ここですか。ここのこれが逆だという話があるんですけども、ここに関しては、ここが地形が高くなっております。覆土を切るとはなかなか難しいということで、ここに関しては、こちらの方に水路を下げています。そして、こちらの水を流しています。これに関しても、断面的な必要断面を計算して大きさを決めております。実際、今の状況もこちらになっております。

それと、ここですか。ここのボックスの、ちょっと意味がよくわからなかったんですが。

住民8 ボックスの断面が小さいんじゃないですか。

技術主幹（熊谷） えっと、断面は小さくはないです。これも計算しておりまして、ここの断面が、高さの関係で大きくなっていますので。

住民8 幾らになりますか。私も目が見えないから。

技術主幹（熊谷） 1、400mm×800mmですね。はい。

住民8 それで来たら、そのところで今1、400mm×800mmのボックスでオーダーしますよね。オーダーして曲がりますよね。そのところでは相当損失が出てくるから、水位が上がりますね。

技術主幹（熊谷） 柵で減衰させますので、なおかつですね、ここの勾配に関してはかなり緩くて0.4%、平均で0.4%ですね。

住民8 250分の1ですね。

技術主幹（熊谷） そうですね。はい。あっ、0.4%です。0.4%ですので、かなり緩いです。100メートルって、40センチ下がるとか、そのぐらいです。

住民8 40センチね、250分の1、流速で1.5メートル以上出ます。

技術主幹（熊谷） 流速に関しても、ここに関しては3メートル以上という規定がありますの

で、それを超えるところはありません。

住民 8 当然ですね。だから、結局ですね、そのこのところでは、流速、流量がどんとこっち側の北側の道路のやつが全部そのこのところでぶつかってしまうと、そのまま今度並行に下がりますよね。そうすると、せきとめられないですかと言うの、こっち側から真っ直ぐ行く水に。はい、はい。

技術主幹(熊谷) こちらがですね、満流流れるわけではありませんで、この断面は今言った600mm、1、500mmですけども、これも十分で、この断面自体がですね、必要な断面に対して8割水深を確保していますので。本当の必要な断面の、よりもっと少ない断面です。

住民 8 水深が、そうすると40センチ足らずで流れるということ。

技術主幹(熊谷) そうですね。8割水深になっていますね。

県知事(村井) あと下の、既存の、既存の水路……。

技術主幹(熊谷) これに関しては、既存の土側溝で大きいのが入っていますので、これに関しては1期工事ではこのままです。

住民 8 それで、今の高さが1、500mm×600mmというやつなんですけれども、例えばそれで荒川の水が、水位が上がったとき大丈夫なんですか。40センチ足らずの水深、結局60センチきりないもので、荒川の水が、水位が上がったら大丈夫なんですか。

技術主幹(熊谷) 荒川に関しては、堰はですね、ここのところに新しくできるんですけども、水位が上がったときは……。

住民 8 あのですね、ここのところ用水期というか、かんがい期なんかは水がかなりたっぷりと溜まっていますよね。それでも大丈夫なの。

技術主幹(熊谷) 排水は堰の下流ですから。

住民 8 ええ、下流であっても、大丈夫ですか。

以前、ことしの3月ですか。時間雨量が70ミリで計算していますというような答弁いただいたと思うんですけども。

技術主幹(熊谷) 70ミリはこちらの水位です。

県知事(村井) あの、これちょっとかなり技術的な話なので、プロ同士でちょっと後で終わってから、ひざをまじえて、職員はあしたの朝までここで聞いてもらって……。

住民 8 えっとですね、それで私がお願いしたいのはですね、地元住民としてはですね、もう少し断面に余裕がある断面で横断管渠をつくっていただきたいということなんです。そうすれば、結局農道そのものだって、今低くなっているんだから、嵩上げしてですね、そして常に

通行できるようにやっていただきたいというのが私の要望です。

県知事（村井） まあ、ここで技術的な話をして、ちょっと我々一般の人は何もわからないものですから、今いただいたご意見も含めて、ちょっと熊谷君、もう1回ね、ちょっと1回検討してください。ただ、うちもプロ中のプロがやっていますので、そんないい加減なことはやっていないと思いますが、まあ今こういったご指摘をいただきましたので、改めてもう一度検討させていただくことはお約束をいたします。ただ、変えるかどうかはわかりませんが、一応検討させていただきたいと思います。今いただいたご意見をしっかり受けながらですね。

住民8 ええ、我々としては、その農道までを嵩上げしていただきたいというのが我々の要望です。今の現状だけでなく。

県知事（村井） 当然必要な場合は、そういうことも考えていかなければなりません。

住民8 それと、工事の優先順位はどうなっていますかというのを聞いたんですね。

県知事（村井） 工事の優先順位。簡潔にやりましょう。

技術主幹（熊谷） 大きく覆土整形と排水工に分かれると思うんですけども……。

住民8 工事工程から。

技術主幹（熊谷） 同時に入る予定にしております。同時に入りますけれども、この分ですね、山になっている部分がありますので、排水路に関しては、この部分から入る予定にしております。覆土に関しましては、なるべく工事区域、ここにまず集中して入りますので、こちらの方を先に入る予定になっております。そこから、順次工区ごとに進めていく予定です。

住民8 私が言いたいのは、この工事工程表を見ましてですね、雨水対策、排水対策の完了工期がずっと遅れているということ。

技術主幹（熊谷） 工期に関しては……。

住民8 それで、我々はこのところに生活している住民としてはですね、ガスも大事けれども、生活する基盤が一番大事なことであるから、そのところを考えてほしいということです。これがこういう工程にはならないでしょうということです。

技術主幹（熊谷） それに関しましては、山になっているところをまずやるというのが、冠水対策、町道に対する冠水対策ということで、ここを一番最初にやっています。それと、あと流末ですけども、こちらに関しては、岩淵堰の完成年度と合わせて行っておりますので。

住民8 はい、わかりました。

県知事（村井） よろしく申し上げます。ご理解ください。

司会 では、手前の方どうぞ。

住民9 それで、覆土した上で緑化計画ということで芝等かな。なぜこの芝を選んだのか、それをお聞きしたいのと、あともう一つは、現在処分場の、あそこは何と言うんだらうね、あれ。脱硫装置があるところ、あそこの井戸がありますよね。あれを、今くんでいる状態で、そして上にため池があるんですが、今後それはどうするつもりなのか。この二つですか、一応質問したいんですが。あとあるんですが、時間もないようなので、また次回あると思いますので、期待しています。二つだけです。

竹の内対策室長（加茂） それでは、芝系の植物を、種を複数混合して蒔くことにしております。その理由は、一つはできるだけ早く裸地を防ぎたいということで、定着して、裸地、裸の地ですね。要するに、土のままにしていると流れるので、泥水が流れるので、できるだけ早く植物を生えさせたいと。しかも、確実に生えさせたいということで、いろんな植物を検討した結果、芝系のもが一番いいだろうという結論でございます。

それからもう一つ、池については、これまで同様に池を残して、あそこで処理をして水を流すという考えでございます。

住民9 あの、冬は枯れないんですか。

竹の内対策室長（加茂） ええ、まあ冬は枯れ芝の状態になりながら、まだ根は残っていますので、生きてはおります。

住民9 それは蒔くんですか。それとも張るんですか。

竹の内対策室長（加茂） 蒔きます。

住民9 蒔くんですか。

竹の内対策室長（加茂） はい。

住民9 どのぐらいで根が張るんですか。

竹の内対策室長（加茂） ずっと1年間通して工区分けしていくので、季節にもよりますけれども、芝が一番早いだろうということでもあります。

住民9 雑草が出た場合は。雑草。蒔くんですから、蒔くということなので、雑草が出たらどうするんですか。例えばゴルフ場なんかは除草剤を振るんですよね。そして、冬に枯れるのは、もしかしたら、この異常天候がいつまで続くか知らないけれども、大雨も降る、雪もいっぱい降ると。そうしたら、例えば枯れ芝ですか。その根も浸食されるおそれがあるのではないかと私は思っているんです。

竹の内対策室長（加茂） その辺はメンテナンスで維持管理しながらやっていきますので、もし枯れるところがあれば、またそこは修復していくという考えで、ずっと維持管理はしてい

ます。

住民9 できるならば、ガス等を吸うような作物を蒔いてください。

司会 では、住民9の後ろの方、どうぞ。

住民10 一つお願いしたいんですが、確かに3倍の量が入ったということは、住民のやっぱり不安を募っているだけでございますが、しかし今までいろいろと知事さんなり、あるいは前者の方々の質問等につきましては、わかっていただきたいんですが、わかりました。

それで、確かに知事がおっしゃるとおり、不必要なものはやらない。これは当然でございますが、やはりデータを基礎にして、今後ともやっぱりモニタリングですか。観測をやって、十分に、私は自信を持って、いわゆるその何ですか、埋め立てのね、そのそばで生活しているものですから、大丈夫だといっってはね、確かに知事さんおっしゃったとおり、根拠のない話はいかないと。そのとおりでございますが、私たちが不安なのは、やはりあそこで生活をして、今後もしかしたらそういう硫化水素、あるいは有害ガスが出てくる可能性があるのではないかと思います。それで、知事さんも今日発言されました。新たな問題が出れば、即考えると。責任を持ってやると言われましたので、是非ひとつこの県の設計を、私はお互いに信頼関係を深めて、是非やっていただきたいと、そのように考えております。

県知事(村井) それにつきましては、それはもう当然責任を持ってやらなければいけないと思います。今やっていることが、自信を持ってお届けできる対策だと思っておりますが、万が一問題点が出ましたら、すぐに是正してまいりたいと思っておりますので、その点につきましては、信じていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

司会 済みません、今まで発言されていない方で、発言したい方おられませんか。

住民6 発言じゃなくて、一つ訂正をお願いしたいと思うんです。

司会 ちょっと待ってくださいね。どなたかよろしいですか。今まで発言されていない方で、発言したい方おられますでしょうか。では……。

住民6 安定5品目だから、撤去しないとおっしゃったでしょう。あれは、その安定5品目、最終処分場で安定5品目のはずだったんです。ところが、安定5品目でないものがいっぱい入って、注射針とか、それからその他もろもろいろんなのが入ったために、この大騒ぎになったんです。安定5品目だったら、こういう会合は要らなかったんですよ。そういうわけなので、さっきの安定5品目なために撤去しないとおっしゃったのは、これは間違いじゃないでしょうか。

県知事(村井) ええ、一部ごめんなさい、訂正します。安定5品目が大部分ですね。ほんの

わずかです。5%弱ですけれども、それ以外の物もあるというのもわかっております。先ほど言ったのは、確かに表現としては間違いですので訂正いたしますが、私が言いたかったのは、自然界に存在しないような、ダイオキシン類のような、そういったようなものを発生させるような、本当に有害な物質が入っているということではないという意味でちょっと説明したんですが、ちょっと言葉足らずでございましたので、それについてはおわびします。訂正します。

住民2 それでは、一言だけ。

2万8、000ppmの話もちょっと先ほど出ました。2万8、000ppmというのは、平成13年7月に出たんです。それで、平成13年の前の平成12年には、守る会がいわゆる仮処分ですね。いわゆる持ち込み停止の仮処分を申請した。平成12年にですね。同時に、県に対しては公害調停を申請したという二本立てでやりました。この2万8、000ppmが出た時点で、とにかく裁判所の方もこれではだめだということで、その仮処分を決定したのが、これまた平成13年7月ということでした。県の方は不調に終わらして、このような直接交渉に今なっているわけですね。という経過で、したがってそれ以降、県はさまざまな調査とか、あるいは総合対策委員会とかですね、いろいろやってきた。しかし、この何年経つんですか、平成13年から今平成19年、6年経つわけですが、さまざまな調査とか委員会とかやってきた。知事は税金も使ってきたと言うんだけど、したがってここまでいわば緊急対策をやるやると言って、効果が無いということもあるし、時間、やる時間をかければ、何とかなるだろうみたいなね、そういう気持ちも県の中にはあったんじゃないかというふうに思うんですよ。

やっぱりね、それぐらいいろいろな調査とかやってきているのであればね、少なくとも緊急対策とかですね、あるいは私たちが提起をしていたP&T、ポンプでもって、具体的にいわゆる無害化をするというようなことぐらいは、できたんじゃないかというふうに思うんですね。したがって、そういうことについて、非常に私たちは、今信頼関係なんて言いましたけれども、なかなか信頼関係は持ちえないという感じがするので、そこはぜひ今後の対策において立証していただきたいと思います。

県知事(村井) はい、わかりました。信頼していただけるように頑張ります。

司会 では、正隆さん、どうぞ。

住民4 だれか、まだほかにお話ししたい人がいたらと思ったの。

今、目の前にあるのは、今までの審議会とか委員会とかのほとんどの議事録です。それから、ここにあるのは、これは知事が知事になるとき、サンスタで合同演説会をしました。そのときの知事の初々しいですよ、竹の内に関しての初々しい、これ昨日聞いたばかり。かなり変わ

ってしまって、初々しくなくなったなと思って。

それで、差し当たり簡単に申し上げます。覆土をして、すぐ芽の出る芝を植えると。裸地にはしておかないよという話がありましたけれども、下手したら、よその国から持ってきた芝を蒔くと。なるほど裸地はなくなったけれども、花粉症が今度ひどいよなというふうな話になりかねない、これは。そののところは十二分に検討していかなければならない。これは要するに末節なんですけれどもね。

それから、恒久対策ということでこれまでずっと話をしてきました。それで、今やっているのが、あちこち多機能性覆土をやって、PRBはもう少し後で考えようというのが恒久対策なんですかということは、知事にちゃんとお答えいただきたい。恒久対策ということで、我々今まで無い頭絞って県と対立してきたということでございます。だから、これが恒久対策なんですかということです。

それから、作業時の濃度が5ppm以下になった。5ppmになったという話を聞きながら、周辺住民には5ppmになってね、作業を中止のときに、周辺住民には逃げなさいというような指示をなさるのかどうかということが一つ。前はね、今度はこういう工事をしますから、危ないかもしれないので注意してくださいというのを一々住民の方に出していました。そこまではいいと。

それから、さっきから何回も言っているけれども、村井知事、旧工区が覆土と整地でガスがおさまったというのは、前の知事、浅野さんが県議会でも皆さんにお話をしております。公式の場で。だから、ボーリングはしないんだという言い方で、多分知事もお聞きになっているんだ、議場で、そのことは。それなのに、ふたをあけて平成16年度にはかってみたら、何だ、今何ppmあったと言ったっけ。そういうことなんですよ。おさまってなんかいない。おさまった、おさまった、おさまったというふうな言い方をしてくる、県議会でも議員の前でそういうふうな証言を知事自身がしています、浅野さんが。何だったら、テープありますよ、それも。そういうことなので、おさまってなんかいない。平成16年にはかったら、こういうふうに出てきました。これは浅野さんをお呼びして、ここで詰問しなければならない事項です。だから、おさまってはいない。

それでね、もう一つ新事実、これは何回もお知らせしているんだけど、我々ずっと測定をしてきた、1年間。継続的に測定をしてきました。で、私と知事ぐらいの間のところから出ているガスでね、知事のところは30ppmで、私がいるところは600ppmというのを1年間ずっと確認しているんですよ。15メートルメッシュであっちこっちはかって、ここ100ppmだからここ

覆土しようよ。ここ多機能性覆土だよ。それは、ない。これは受け取るわけにはいきません、これは。

それで、こういうふうな審議会、報告書の一番後ろに何て書いてありますか、いつも。地元の知恵に学びなさいという言い方をしています。必ずしている。宮城県の環境審議会の報告書なんかにも、地元の知恵に学びなさい。先ほど側溝の話がありましたけれども、これは村田町と相談しながらやっているという言い方をしたけれども、村田町の役場職員、そのことを相談受けましたか。受けているの。どういうふうにしたらいいかということ。土木課、いや建設課は話をしてください、それ相談したって。我々も知恵を貸したなら貸したと言ってください。村田町建設課（高城） この件については、県の方の担当の方と十分協議の上で、この最終処分場の対策ということでの検討をしております。

住民4 そうすると、村田町も一枚かんでいるということになりますね。だめだったら、そういうことなんです。それで、今知事の話聞いていて、責任を持ってやりますと。PRBを押しつけたときも、そういうことをおっしゃいました。知事は。私責任持ってやるんですから、PRBでだめだったら、ポンプ&トリートメントに変えますよと、そのことを確認したいと思います。

それで、ここでは職員の間人たちは徹底的にやりたいと思う。だけれども、知事とはまだ紐を結んでおきたい。希望の梅干しの種なものだから、これはぶつんとは切らないというふうに思っております。それで、最後には知事のところに行きます。けれど、前にはね、PRBを押しつけたときにも、そういうふうに言いましたよ。これやらなかったら、いつまでも投げたおいていいんですかと。これだめだったら、あなた方の言う、ポンプ&トリートメントに変えますよというようなお話をなさいました。そのことを確認。

それから、私は評価委員の1人です。いつやめるかわからない、かなり危ないところにいる評価委員の1人ですけれども、評価委員会の仕事について、この前の評価委員会の議事録がここにあります。竹の内の再生度合いを評価するんでしょうというふうな言い方をしました。竹の内対策室から、この数値で人体に影響があるんでしょうか、ないんでしょうかというふうな課題を与えられて、それを評価するのではない。竹の内でもう県がこれ以上間違わないように、失敗しないような評価もしていかなければならないのではないかと。竹の内の再生度合いを評価する委員会でしょうという言い方をしました。委員長もそうですよねという話をこのところにしてありますけれども、知事はどういうふうに思うかということ。これだけはちゃんとお答えください。それでいいですね、再生を評価するんだよと。

それから最後、村井知事、希望の梅干しの種、いいですか。今日は一つだけ確認したい。評価委員会は竹の内の再生度合いを評価していくんだよということも含むよと。それは、知事からちゃんと明言してください。それでなければ、やっていたってしょうがないんだ。5 ppmで人体に影響があるかどうか評価してくださいという話だけにしたいんだらうけれども、それは受けられない。

それから、一番大切な。地元の知恵に学ぶことというのが一つあります。それから、いいですか。皆さん、いいから、余りレクすることないから。

あと、あのね、一番問題なのは、竹の内をどうするんですかということです。我々が目標とすべきなのは、竹の内をどういうふうにするの。負の遺産にしない。それを、知事からきっちり明言してほしい。負の遺産にはしない。それで、負の遺産とはどういうことだと言ったら、異論がいろいろあるだらうけれども、それも評価委員会にかけます。負の遺産にはしない。そこだけは約束してください。それで、それを具体化していくのが評価委員会の仕事だよというふうな言い方をしていただくのが一番いいと思います。それとも、負の遺産になさるのかな。以上です。

県知事（村井） はい、ありがとうございました。

それでは、住民4のご質問にお答えしたいと思います。もう余り時間がどんどん押しているようですけれども、いいですか。皆さんね、遅くなっちゃうから、明日また早いので。

まず幾つあるかな。1、2、3、4、5、6、7、七つ八つありましたけれども、まず芝の問題ですけれども、芝を植えて花粉症が出るという人も体質的にいるかもしれませんが、余りお聞きしたことがないものですから、そういった意味で、当然芝の種類というものも考えながら、そういう影響のないような芝というものをちゃんと選んで種を蒔いてまいりたいというふうに思います。

それから、一定の濃度を超えたならば、やはりそのときには住民にちゃんと通知をして告知をするのかということですが、それは当然今までと同様、工事をしていて、もし一定の濃度が出た場合には、住民の皆様にしっかりと告知をしてまいりたいと考えてございます。

それから、まだまだおさまっていないのではないかとありますが、我々としてはおさまったということは一言も言っておりませんで、ガスの量がどんどん減ってきているということをおっしゃいます。したがって、今の対策をとれば、さらにその減る量が増していくということでもあります。

それから、地元の知恵に学びなさいということで、PRBがダメならばポンプ&トリートメ

ントというんですか。この方法にするのかということですが、まずは先ほど言いましたように、今の対策で様子を見て、濃度ははかって、排水等の濃度もはかっていきながら、基準値を超えるということになりましたならば、PRBをしっかりと工事をしていくと。それでもまだ問題点が噴出するということになりましたならば、次の対策ということで、次善の策をまた考えてまいります。その際には当然ポンプ&トリートメントというのも一つの方法として検討することになっていくだろうと思っております。

それから、評価委員会の自分は1人だけれども、再生を評価することなのかということですが、再生の方向については、具体的なこれが定義だということはありませんが、少なくともですね、安定化させると、落ち着かせるということです。今以上にガスが出る量が減ってきて、いずれはゼロになっていくように、それを1日も早くできるような方策をとって行って、安定化をさせていくということでございます。

竹の内の負の遺産にならないようにしろということですが、当然跡地の利用については、今後は地権者や町の知恵も出し合いながら検討していくことになろうかと思えます。そういう意味では、処分場の廃止まで責任を持って、県としては維持管理を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、すべての工事が終わってから、あとは町にお願いをして、責任逃れをするということは、一切いたしません。

それから、町の方にも県と一緒に検討しているならば、町にも同様の責任をとということですが、当然町長さんからは、できるだけしっかりとした対策をとってもらわなければ困るということで、この対策で十分だとは思っていないと。ただ、この策が県として最善の策であると。そして、もし問題があるならば、次の対策をしっかりととるということに約束するならば、まずは住民の皆さんが冠水対策等が遅れて困っておられるので、それをまずはしっかりとやってくれと。そして、今言っている多機能性覆土もやりなさいと、やっていいよと。ただし、問題があったならば、それについてすぐに対策をとるよということに、厳しいご意見をいただきながら、町の関係者の方とも厳しいご意見をいただきながら、県としていい策を考えているということでもありますので、これについてできなかったから町に責任を押しつけるということにはございませんで、うまくいかなかったときには、やはり県が負った部分につきましては、しっかりと県として責任を負っていきたいと思っております。

大体以上でお答えしたと思うんですが、住民4の前でうそをつく極楽浄土に行けませんので、そういった意味で希望の梅干しだと言われたので、とりあえず住民4の前でうそはつきませんので、どうかご理解をいただきたいと思えます。

住民4 例えば知事と私と離れてね、知事のところで30ppmで、私のところは600ppmだというのは1年間ちゃんとやってきているんですよ、こっちは。住民5がこんなになったのも、そのとき測定に従事していたからなんですけれども、こういうふうに3メートル、4メートル離れたところで、そういうふうな濃度の変化がある。これは1年も続いているということをちゃんと頭の中に入れておいてください、それは。15メートルメッシュで、ここではかつて100ppmだから、ここのところだけ多機能性覆土しよう、こんな間違い、これは。絶対間違いだ、そいつは。だから、そのことは評価委員会の先生たちにお話します。ビデオも見せます、そのときの。それで、これでいいんでしょうか。多機能性覆土って、これでやってきましたけれども、出してきましたけれども、これでいいんですかって、評価委員会がそこまで言うべき組織なのではないか。評価委員会でそのこのところ、皆さん、ほかの学者の先生たちに私申し上げます。それでだめだということだったら、知事はあきらめた方がいい。我々何ほ言ったってだめなんだもの、言うこと聞かないんだもの。それで、べろ抜かれるんだものな。だめですよ、これは。絶対だめ。

県知事（村井） 地獄に落ちるの。地獄に落ちちゃう。

住民4 地獄に行かないで、そんなごまかしをしないで、ちゃんとやってください。本当に。

県知事（村井） 大丈夫、ちゃんとやるから。任せて……。

住民4 だめだって、これでちゃんとなんて言われても。

それから、もう一つ出して、ガス濃度下がったというの。

県知事（村井） あ、みんなもう疲れているからさ、これ最後ね。

住民4 うん。例えばここで計画したならば、ここで計画したならばぐんと下がったんだから、もう何もすることないということになりますよ、これは。今の話だと。だんだん低減しているじゃないか。ゼロになったよ。そういうふうな間違いをするのを見ているわけにはいかないということですよ。お答えは要りません。

住民3 一つだけ簡単に質問させてください。

県知事（村井） はい、どうぞ。最後ね。

住民3 前回、7月19日の住民説明会のときに、後半の方で部長さんの方から説明があって……。

県知事（村井） えっ、聞こえない。

住民3 後半の方で部長さんの方から説明があって、時間切れみたいな形になったんです。そのとき、部長さんはどういうふうにおっしゃったかという、これは翌日、7月20日の河北新

報です。そこに部長さんの発言としてこういうふうに書いてあります。この多機能性覆土についてですね。「計算や実験を繰り返した結果をもとに、余裕を持たせた設計と理解を求める県側に対し」と書いてあります。余裕を持たせたと。それは知事という言葉で言えば、二重、三重にというようなことだと思うんですけども、具体的にどういう実験をされたんですか。

それから、もう一つだけつけ加えておきますよ。さっき芝生を植えるといったところの土の厚さはたかだか30センチです。その後、粘土でバリア層だと言った。それは、わずか20センチです。それから、硫化水素を吸い取るという酸化鉄が入っている部分、12.5センチ。その他のガス吸着するという活性炭プラス砂、これが12.5センチ。河北新報では80センチとなっていていすけれども、資料では75センチです。1時間に70ミリの雨が降る、あの勾配のあるところで、どういう実験をやったのか教えてください。

竹の内対策室長（加茂） 7月に参りましたときに、そういう趣旨のことといたしますか、そのことを申し上げました。実験を繰り返してといたしますが、先ほど冒頭の説明で申し上げましたように、活性炭なり酸化鉄、その他のさまざまな材料を用いて、実験室の中でそれぞれの濃度、竹の内の硫化水素の濃度を見ながらですね、それを通しながら、どのぐらいの量であれば、いわゆる効果がなくなるとかということを繰り返してやってきたわけです。その結果として、今現在12.5センチの提案、一定程度の材料を入れることによって、大体理論的には30年以上もつのではないかなというふうに考えてございます。当然そういう効果が薄れてきたときには、薄れそうなきときには、当然対応する工事も今後やっていくというふうに考えてございます。

住民3 それから、前回の説明会のときについてのその新聞記事ですけども、ここにこう書いてあります。台風4号のような大雨が降れば、効果がなくなるのではないか。建物の中の実験ですよ。そして、さっきも言ったように、その芝を植えるというところ、たかだか30センチ、バリア層、粘土が20センチ、雨が降ってそれがなくなった場合、ではその12.5センチというのは、建物の中の効果と、そういうふうな風雨にさらされたところの効果と、全然違うのではないですか。これで住民、町民、県民、安心なんかできません。これで余裕のある、あるいは二重の、そういう繰り返し実験したと言えるんですか。それこそ、これだけ天候がおかしくなってきた、7月の大雨なんかもすごいわけですから、当然土砂降りのときはどんなものだからということ、それを繰り返しやって、初めて余裕を持ってと言えるんじゃないですか。説明がおかしいと思います。

環境生活部次長（安齋） まず、その捕捉層1と2、活性炭、それから酸化鉄の層、これが12.5センチ、これで余裕を持っている厚さと言えるのかというようなご質問だと思うんですが、

実験の結果、計算した結果で最低でもこれだけの厚さが必要だという、その厚さの程度、これは硫化水素の濃度、これを1,000ppmと、現在、今年度370ppmが一番高かったところなんです、それを平成16年度に高かった1,000ppm程度のところを対象としても3センチ程度で、厚さとしては十分だという結果です。ただ、3センチというのは、先ほどの重機のようなもので3センチの厚さをつくるということではできませんので、最低機械でつくれる厚さということで12.5センチ、これを2層で25センチということにしました。

それから、河北新報の記事で80センチということがあったけれども、75センチかということですが、これは約80センチという表現をたしかしているはずで、それで記事にも80センチと書かれたと。そういうような状況だったと思います。

司会 では、最後ですか。

住民3 今の話は、だから建物の中の実験室での話でしょう。これから地球がどうなるか。北極の氷がなくなる。この1年、2年だって天候がこれだけ変わってきて土砂降りになる。だから、あの上にある40センチ、30センチ、20センチ、それから酸化鉄のもの12.5センチ、それにだって直接幾らだって大雨の土砂降りが当たるということではないんですか。そういったことの実験をきちっと、それに耐えられるかということではなければ、30年もつなんて言えないんじゃないですか。雨風、そういうものが一切ない。こういう建物の中を前提にした話じゃないですか。それで、どうして県民が安心できるんですか。

環境生活部次長（安齋） どうして安心できるかということですが、我々のこの支障除去の工事というのは、やりっ放しではないんです。ずっと管理をしていくつもりでいます。ですから、崩れたところがあれば、すぐ直します。亀裂があればすぐ直すと。このメンテをしっかりしていくのは当然のことだと考えております。

司会 時間も経過しておりますので、そろそろ終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

住民1 最後に確認したいんだけど、立木の確認、それ確認したらば、どこからきているか、最後まで調べてもらいたい。私も務めていますから、いつ来ると言われても困りますから、町で連絡とって、私も立ち会いますから、ねっ、それを完全に守って、ここで返答できるかできないかわかりませんが……。

環境生活部長（三部） きょう専門家、県の職員来ておりませんので、戻りまして、林業関係なり、私どものもう少し環境関係、強い人間を含めて……。

住民1 あとやるときね、私に連絡もらえれば、現地確認しますから、お願いします。

司会 それでは、最後に町長さんの方から一言ごあいさつをお願い申し上げたいと思います。

村田町長（佐藤） 本当に今日は遅い時間までありがとうございました。やっと私の発言の機会が来ましたので、一言ご礼申し上げたいと思います。

今日は、いろいろと今回の対策工事につきましての皆さんのご意見、あとまだ不明なところについてのお話をいただきました。県の方からは、知事を初め、真摯にお答えをいただいたというふうに思っております。

この工事全体を見まして、本当に町としましても納得しているという状況ではございませんが、まずもってこの工事を進めさせていただきたいと思います。また、知事からも発言がありましたように、まずもって今回の計画のやるべきことをやって、そして不測の事態についてはしっかり対応するという言葉を、私としましてはそのことを信用して、ぜひお願いしたいと思います。

本当に今日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。

住民4 町は受け取ったのね、今のあちこちの多機能性覆土を。受け取ったという発言だよ、今のは。受け取ったんだ。

村田町長（佐藤） 多機能性覆土の範囲の問題等々も今日もありましたけれども、まずもって今日、そのエリア、範囲について説明もありました。

住民4 受け取ったのね。やれと言ったんだ。

村田町長（佐藤） 今の状態で、まずやっていただきたいと、このようには言っております。

住民4 今の状態だから、今のあちこちの……。

村田町長（佐藤） その後について支障があれば、まず……。

住民4 受け取ったんだ。受け取ったのね、わかった。受け取ったんだ。

住民3 これだけ町民から声が出ているんだけど、町長は、ではOKだということですか。そういう不安は大丈夫だと、町長はそう思うわけですか。町民の代表として。

県知事（村井） あのですね、冷静になっていただきたいんですけども、これは、もう前町長からずっとこのプロセスでやっていくということでやってきて、そしてこの話が進んできて、そしてもうこの行政の継続性ということで、町長は相当慎重にお話しなさっていたのを、私の方で何とかこれをやらせてほしいということをお願いをし、町長としては断腸の思いです、私の方で何とかがこれをやらせてほしいということをお願いをし、町長としては断腸の思いです、ならば1回やってみて、問題があったらそれは許さないよというふうにおっしゃっているということです。

したがって、認めたとか、認めないと言われるとですね、町長はお答えできないですよ。

当たり前のことでして、ただ町長は、もう県から言われて、これがだめだということになったら、またこれでゼロにリセットしてしまうと、また2年も3年ももう1回ゼロからスタートして考え直すとなると、何もできない。冠水対策もできませんよということで、県がいろいろお願いをしているものですから、では1回それでやってみてもいいよと。ただし、何かあったときにはしっかりと責任をとってもらおうとおっしゃっていますので、まあ住民の皆さんはですね、今お2人の方だけがそうやっておっしゃりますけれども、それをもって町長を責めるのは、やはり酷です。私を責めるのは、もう全然問題ないです。私がやると言っているわけ。県の事業としてやるわけですから。県の事業としてやることに対して、町長に対して、それをですね、住民4、町議会議員をされていたんですから、それはちょっと町長に対して、この場で、有権者のいる前で言うのはですね、町長に対して酷です。それはもうちょっと常識を考えてお話になった方がいいと思いますよ。地獄に落ちますよ、そんなことを言ったら。

住民4 知事の方だっちゃ……。

県知事(村井) だから、私を責めるのは大いに結構ですよ。いや、私を責めるのは大いに結構です。責めていただいて結構ですし、怒られてもいいですよ、お願いをする立場です。でも、ここで町長に対してそういうことを言うべきではない。

住民4 受け取ったということは違う、それは。地方自治体として、県の言うことを、科学的な根拠もないのに受け取ってしまったということは、やっぱり上に弱い……。

県知事(村井) いや、だから受け取らないと言えば、町長が受け取らないと言えば、県はやりませんからね。一切やりません。やらなくていいということですか。評価委員もされないということなんですね。

住民4 間違いだから、ちゃんとしなさいと……。

県知事(村井) いや、そうなればもう1回全部リセットで、全部やり直したということですよ。

住民4 その脅かしは前にも聞いた、それは。PRBのときに。

県知事(村井) まあ、皆さん、いいじゃないですか。ここにおられる皆さんは、そういうふうにお2人だけぎゃあぎゃあおっしゃっていますけれども。

住民4 2人だけぎゃあぎゃあじゃないさ。

県知事(村井) まあとにかく、だから私が言いたいことは、言いたいことはよくわかりますけれども、今ここで最後に終わらめしよと町長があいさつしたことに對して、そうやって町長を責め続けることはおやめなさいと言っているわけですよ。そういう言い方をやめてくださいと言っているんです。町長にこの場で言ったら、町長酷でしょう。前の町長からずっと継続

してやってきている行政の継続性というものがあるのに、ここでもう1回リセットのボタン押せと言われたって、今の町長の立場で言えるわけじゃないじゃないですか。今住民がこんなぐあいなんですから。

住民4 だから、多機能性覆土なら、全面多機能性覆土なら、行政の継続性……。

県知事（村井） それを今ここで、町長と今ここでやり合ったってきりが無いじゃないですか。町長のお立場も考えてあげてください。私、町長は大変苦しいと思いますよ。

住民4 私たちの立場も考えてください。

県知事（村井） わかっています。だから、十分お話を聞いたじゃないですか。住民4のお話も聞いて。

住民3 今はね、町長と町民です。何もここでなくたって、もっと町長が町民に理解してもらいたいと言うなら、場を改めて直接やればいいんですよ。何で県知事がそこに入ってくる必要があるんですか。

県知事（村井） これは県の事業ですから。町長に幾ら言ったところで、幾ら言ったところで、町長どうしようもないじゃないですか。

住民3 きちっと納得しなかったらば、だめでしょう。

県知事（村井） これは県の事業ですから、町長にそんなことを言って、別な機会で言ったところで、町長は答えようがないですよ。県がやらせてくださいというお願いですから。

司会 時間も経過しておりますので、閉会ということにしたいと思いますが、閉会に当たりまして、村井知事よりごあいさつを申し上げます。

県知事（村井） 皆さん、本当に遅くまで、10時近くまでお付き合いいただきまして、本当にどうもありがとうございます。皆さんのお気持ちは本当によくわかります。ここまでご苦労かけてきたと。私も実は県会議員のときはですね、正直申しあげて、竹の内に対してはかなり厳しい意見を当時の知事に対して言うておりました。したがいまして、本当に皆さんの気持ちは十二分にわかりますし、何とかしなければいけないという思いがありました。そういったことで、今日は私自身が参りました。

町長も、先ほども言いましたように、私のところにも何回も来られまして、もう一度見直すということも考えられるんですかと、そういう住民の声もあるんですよということを、何回も私の方に来られましたけれども、私の方から何回も説明をして、この対策が今考えられるベストの対策です。これならば、一般の県民の皆さんも説得できるから、何とかこれでご理解をいただきたいということで町長にお願いして、ここに来ていただいているということでもあります

ので、どうかそのことも、町長の立場も考えてあげていただきたいと思います。

ご批判については、当然私が全部受けなければならないと思っております。ただ、このまま止まっておりますと、いつまでたっても冠水対策も十分な対策ができません。1回対策をしたと。そして、多機能性覆土以外の対策をしてしまったとなると、また冠水対策をやり直すとなりますと税金のむだ遣いになりますので、やはり総合的にやらなければならないということでありますので、まずはこの対策をぜひとも一度やらせていただきたいと思います。そして、その上でさらに問題が出てきたならば、当たり前のことですが、何度も申し上げるように、もう一度リセットすることもあるでしょうし、その際には全部撤去しなければどうしようもないということになるのであれば、そういったことも考えなければならないと思いますが、今の時点では、科学的な根拠に基づいた判断によれば、この対策をすれば必ず安定化するであろうということを、自信を持って我々はご提案をしておりますので、まずはやらせていただきたいと思います。信じていただきたいと思いますし、私は絶対うそをつきませんので、どうかご理解くださいませ。

どうかよろしく願い申し上げます。どうも今日はありがとうございました。

司会 以上をもちまして説明会を終わらせていただきます。本日はご出席をいただき、大変ありがとうございました。